り、 傷病 手当金の支給その 他 の後期高齢者医療給付を行うことができる。

# 第五款 後期高齢者医療給付の制限

第八十七条 被保険者又は被保険者であつた者が、 自己の故意の犯罪行為により、 又は故意に疾病に か か

り、 若しくは負傷したときは、 当該疾病又は負傷に係る療養の給付又は入院時食事療養費、 入院時 生活

療養費、 保険: 外併用療養費、 療養費、 訪 問 看 護 療養費、 特別療養費若しくは移送費の支給 (以下この款

において「療養の給付等」という。)は、行わない。

第八十二 八条 被保険 者 が 闘 争、 泥酔 又は 著 1 不行跡 によつて疾病 に か か Ď, 又は負傷 L たときは、

当 該

疾 病又は負傷に係る療養 の給付等は、 その全部又は一部を行わないことができる。

第八十九条 被保険者又は被保険者であつた者が、 刑事: 施設、 労役場その他これらに準ずる施設に拘 禁さ

れた場合には、その期間に係る療養の給付等は、行わない。

第九 十条 後 期 高 者 医 療 広 域 運合 には、 被保証 険 者 又 は被保険者であ つた者が、 正 当な理由 がなく療養 に 関

す んる指す 示 に 従わ な 1 ときは、 療 養  $\mathcal{O}$ 給付等  $\mathcal{O}$ 部を行 わ ないことができる。

第九十一 条 後期高齢者医療広域連合は、 被保険者若しくは被保険者であつた者又は後期高齢者医療給付

ときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。

第九十二条 後期高 齢 者 医 療広域連合は、 後期高 齢 [者医療給付を受けることができる被保険者が保険料を

滞 納 しており、 かつ、 当該保険料 の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間 間に当 該 保

険料を納付 しない 場合に おいては、 当該保険料の滞 納につき災害その他の政令で定める特 莂  $\mathcal{O}$ 事 情 が あ

ると認 めら れ る場 合 を除き、 厚生労働 省令で定めるところにより、 後 期 高 齢 者 医 |療給: 付  $\mathcal{O}$ 全 部 又 は 部

の支払を一時差し止めるものとする。

2 後 期 高 齢 [者医 療広域連合は 前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合にお いても

後期 高 齢者医療給付を受けることができる被保険者が保険料を滞納している場合にお *(* ) ては、 当 該保

険 料  $\mathcal{O}$ 滞 納 につき災害その 他の政令で定める特 別  $\mathcal{O}$ 事 情 が あると認めら れ る場合を除き、 厚 生 一労働 省 令

で定めるところに ょ ŋ 後 期 高 齢 i者 医 療 給 付  $\mathcal{O}$ 全部 又 は 部 O支払 を一 時 差し 止 めることができる。

3 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連合 は、 第五 十四四 **|条第** 七 項  $\hat{O}$ 規 定に より 被保 険 者 資 格 証 明 書  $\mathcal{O}$ 交付、 を受け 7 る

被保険者であつて、 前二項の規定による後期高 一齢者医療給付の全部又は一 部の支払の一 時差止 がなされ

より、 ているも あ 6 のが、 かじめ、 なお滞納してい 当該: 被保険者に通知して、 る保険料を納付しない場合においては、 当該 時差止 に係る後期高齢者 厚生労働省令で定めるところに 医 療給付の額から当該被

保険者が滞納している保険料額を控除することができる。

第四節 費用等

第一 款 費用の負担

国 の負担)

第九十三条 玉 は、 政令で定めるところにより、 後期高齢者医療広域連合に対し、 被保険者に係る療 養  $\mathcal{O}$ 

給付に要する費用の額から当該給付に係る一 部負担金に相当する額を控除 した額並びに入院時 食事 療養

費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用 の額の合計額 (以下「療養の給付等に要する費用 特別療養費、  $\mathcal{O}$ 額

費、

入院時生活療養費、

保険外併用療養費、

療養費、

訪問看護療養費、

移送費、

高額療養

という。) から第六十七条第一項第二号に掲げ る場合に該当する者に係る療養 0 給付等に要する費用  $\mathcal{O}$ 

額 ( 以 下 「特定費用 の額」 という。) を控除した額 (以 下 「負担対象額」 という。)の十二分の三に相

当する額を負担する。

2 国 は、 前項に掲げるも  $\mathcal{O}$ のほ か、 政令で定めるところにより、 後期高齢者医療広域連合に対 Ĺ 後期

高 齢 者 医 療  $\mathcal{O}$ 財 政  $\mathcal{O}$ 安定化を図るため、 被保険者に係るすべての 医 「療に . 関 する 給付に要する費用  $\mathcal{O}$ 額 E

対する高額な医療に関する給付 の割合等を勘案して、 高額な医療に関する給付の発生による後期高 齢 者

医 療 の財政に与える影響が著しいものとして政令で定めるところにより算定する額以上の高 額な医療に

関する給付に要する費用 の合計額に次に掲げる率の合計を乗じて得た額 (第九十六条第二項にお 1 て

高 額 医 |療費負 担 . |対象 | 額」 という。 0 四分の 一に相当する額を負担 一する。

負担 対 象額の十二分の一に 相当する額を療養 の給付等に要する費用の額で除

して得た率

一 第百条第一項の後期高齢者負担率

(国庫負担金の減額)

第九十四条 後期高 齢 者医 療広域連合が確保すべき収入を不当に確保しなかつた場合にお いては、 玉 は、

政令で定めるところに より、 前条  $\mathcal{O}$ 規定に より当該: 後期 高 者医療広域連合に 対して負担すべ き額を減

額することができる。

2 前 項の規定により減額する額は、 不当に確保しなかつた額を超えることができない。

#### (調整交付金)

第九十五 条 国は、 後期高齢者医療 の財政を調整するため、 政令で定めるところにより、 後期高齢者医療

広域連合に対して調整交付金を交付する。

2 前項の規定による調整交付金の総額は、 負担対象額の見込額の総額の十二分の一に相当する額とする。

(都道府県の負担)

第九十六条 都道府県は、 政令で定めるところにより、 後期高齢者医療広域連合に対し、 負担対象額の十

二分の一に相当する額を負担する。

2 都道府県は、 前項に掲げるもののほか、 政令で定めるところにより、 後期高齢者医療広域連合に対し

高額医療費負担対象額の四分の一に相当する額を負担する。

(都道府県の負担金の減額)

第九十七条 後期高 齢 者医 療広域連合が確保すべき収入を不当に確保しなかつた場合において、 国が第九

+ 应 条の規定により負担すべき額を減額したときは、 都道府県は、 政令で定めるところにより、 前条の

規定により当該後期高齢者医療広域連合に対して負担すべき額を減額することができる。

2 前 !項の規定により減額する額は、 不当に確保しなかつた額を超えることができない。

(市町村の一般会計における負担)

第九十八条 市町村は、 政令で定めるところにより、 後期高齢者医療広域連合に対し、 その一般会計にお

いて、負担対象額の十二分の一に相当する額を負担する。

(市町村の特別会計への繰入れ等)

第九 + 九条 市 町 村は、 政令で定めるところにより、 般会計から、 所得の少ない者について後期高齢 者

医 療広域 連合 の条例 の定めるところにより行う保険料  $\mathcal{O}$ 減額 賦 課 に基づき被保険者に係る保 険 料に つき

減額 した額 の総額を基礎とし、 後期高齢者医療の財政の状況その他の事 情を勘案して政令で定めるとこ

ろにより算定した額を市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2 市 町村は、 政令で定めるところにより、 般会計から、 第五十二条各号のいず れかに該当するに至つ

た 日  $\mathcal{O}$ 前 日 に お 7 て 健康 保険法、 船員保留 険法、 国家公務員共済組 合法 他 の法 律 に お 1 て準 甪 する場合

を含む。) 又は地方公務員等共 済 組 合法 の規定による被扶養者で あっ た被保険者について、 同 条各号に

掲げる場合のいずれかに該当するに至つた日の属する月以後二年を経過する月までの間に限り、 条例の

額を基礎とし、 定めるところにより行う保険料 後期 高齢者医療 の減額賦課に基づき保険料を減額した場合における当該減額した額 の財政の状況その 他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定 の総

た額を、 市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れなければならない。

3 都道府県は、 政令で定めるところにより、 前二項の規定による繰入金の四分の三に相当する額を負担

する。

### (後期高齢者交付金)

第百条 後期 高 齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する特別会計において負担する費用のうち、 負担

対象額に一から後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額並びに特定費用 の額

に一から後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額の合計額 (以下この節において 「保険納付

対象額」という。)については、 政令で定めるところにより、 支払基金が後期高齢者医療広域連合に対

して交付する後期高齢者交付金をもつて充てる。

2 平成二十年度及び平成二十一年度における前 頭の後期高齢者負担率 は、 百分の十とする。

3 平成二十二年度以降の年度における第一項の後期高齢者負担率は、 百分の十に、第一号に掲げる率に

第二号に掲げる率を乗じて得た率の二分の一 に相当する率を加えて得た数を基礎として、二年ごとに政

令で定める。

平成二十年度における保険納付対象額を同年度における療養の給付等に要する費用の額で除して得

た率

平成二十年度におけるすべての保険者に係る加入者 の総数から当該年度におけるすべての保険者に

係る加入者の見込総数を控除して得た数 (その数が零を下回る場合には、 零とする。) を、 平成二十

年度にお けるすべての保険者に係る加入者の 総数で除 いして得ら た率

4 第 項の後期高齢者交付金は、 第百十八条第一項の規定により支払基金が徴収する後期高齢者支援金

をもつて充てる。

(後期高齢者交付金の減額)

第百一 条 厚生労働大臣 は、 後期 高 一齢者医療広域連合が確保すべき収入を不当に確保しな か つた場合又は

後 期 高 齢 者 医 療広域 連合が支出すべきでない経費を不当に支出した場合においては、 政令で定めるとこ

ろにより、 支払基金に対し、 前条第一項の規定により当該後期高齢者医療広域連合に対して交付する同

項の後期高齢者交付金の額を減額することを命ずることができる。

2 前 項 の規定により減額する額は、 不当に確保しなかつた額又は不当に支出した額を超えることができ

ない。

#### (国の補助)

第百二条 国は、 第九十三条、 第九十五条及び第百十六条第六項に規定するもののほか、 予算の範囲内に

お いて、 後期 高齢者医療に要する費用の一 部を補助することができる。

(都道 府県、 市町村 及び 後期高齢 者医療広域連合 の補 助及び貸付 け

第百三条 都道府県、 市町村及び後期高齢者医療広域連合は、 第九十六条、 第九十八条、 第九十九条及び

第百十六条第五項に規定するもののほか、 後期高齢者医療に要する費用に対し、 補助金を交付し、 又は

貸付金を貸し付けることができる。

#### (保険料)

第百 四条 市 町村は、 後期 高 一齢者医療に要する費用 (財政安定化基金拠出金及び第百十七条第二項の規定

による拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、 保険料を徴収しなければならない。

前 項の保険 以料は、 後期 高 齢者医療広域連合が 被保命 険者に対 Ų 後期 高 齢者医療広域連合の

2

た つてて 均  $\mathcal{O}$ 保険 料 率であることその 他  $\mathcal{O}$ 政 令で定め る基 準 に従 1 後 期 高 齢 者 医 療広 域 連 合 0 条例 で定

めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課する。 ただし、 当該 後期

高 齢者医療広域連合の区域のうち、 離島その他の医療の確保が著しく困難である地域であつて厚生労働

大臣 が定める基準に該当するものに住所を有する被保険者の保険料については、 政令で定め る基準 に従

1 別 に · 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連合 の条例で定めるところにより算定され た保険料率によつて算定され た保

険料額によつて課することができる。

3 前 項の保険料率 は、 療養 1の給付等に要する費用の額の予想額、 財政安定化基金拠出金及び第百十七条

第二項の規定による拠出金の納付に要する費用 の予想額、 第百十六条第一項第二号の規定による都 道府

県か こらの借す 入金の 償還に要する費用 の予定額、 保健事業に 要する費用 の予定額、 被保险 険者 0 所得の 分布

状況及び そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 見通 Ĺ 玉 庫 負 担 並 び に第一 百条第 項  $\mathcal{O}$ 後 期 高 齢 者 交付 金等の額等に照ら お お む ね

年 を 通 じ 財 政  $\mathcal{O}$ 均 衡を保つことができるものでなければならな 1

(保険料等の納付)

全

· 区域

にわ

第百 五条 市町村は、 後期高 .齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療に要する費用に充てるため、 後期高

齢 者 医 療 広域 (連合に) . 対し、 後期 高 齢者医療広域 連合の規約で定めるところにより、 第九十九 条第 項 及

び第二項の規定による繰入金並びに保険料その他この章の規定による徴収金 (市町村が徴収するものに

限る。)を納付するものとする。

#### (賦課期日)

第百六条 保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。

(保険料の徴収の方法)

第百七条 市 町村による第百四条の保険料の徴収については、 特別徴収 (市町村が老齢等年金給付を受け

る被保険者 (政令で定める者を除く。) から老齢等年金給付の支払をする者 (以下「年金保険者」とい

う。 ) に保険料を徴収させ、 かつ、 その徴収すべき保険料を納入させることをいう。 以下同じ。) の 方

法による場合を除くほ か、 普通 徴 収 市 町村が、 保険料 を課せられた被保険者又は当該被保険者 0 属 す

る世 帯 の世 帯主若しくは当該被保 険 者  $\overline{\mathcal{O}}$ 配 偶 者 ( 婚 姻 0 届 出をして てい な 1 が、 事実上 婚 姻 関 係 と同 様  $\mathcal{O}$ 

事 情にある者を含む。 以下同じ。)に対し、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百三十一

らなければならない。

2 前 項の老 齢等年金給付は、 国民年金法 (昭和三十四年法律第百四十一号)による老齢基礎年金その他

 $\mathcal{O}$ 同法、 厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第百十五号)、 国家公務員共済組合法、 地方公務員等 共済

組 合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職、 障害又は死亡を支給事由とす る年金たる

支給事-給付であ 由とする年金たる給付であつて政令で定めるも つて政令で定め るもの及びこれらの年 金たる給付に類する老齢若しくは退職、 のをいう。 障害又は死亡を

(普通徴収に係る保険料の納付義務)

第百八条 被保険者は、 市町村がその者の保険料を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合におい

ては、当該保険料を納付しなければならない。

2 世 帯 主 は 市 町 村 が当該 世帯 12 属する被保険 者の保険料を普通徴収 の方法によつて徴収しようとする

場合にお いて、 当該保険料を連帯 して納付する義務を負う。

配 偶者の一方は、 市町村が被保険者たる他方の保険料を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場

3

合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。

(普通徴収に係る保険料の納期)

第百九条 普通徴収の方法によつて徴収する保険料の納期は、 市町村の条例で定める。

(介護保険法の準用)

第百十条 介護保険法第百三十四条から第百四十一条の二までの規定は、 第百七条の規定により行う保険

料 の特別徴収について準用する。 この場合において、 必要な技術的読替えは、 政令で定める。

(保険料の減免等)

第百十一条 後期高齢者医療広域連合は、 条例で定めるところにより、 特別の理由がある者に対し、 保険

料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(地方税法の準用)

第百十二条 保険料その他この章の規定による徴収金 (市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するも

 $\mathcal{O}$ に限る。)については、 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第九条、 第十三条の二、 第二

十条、第二十条の二及び第二十条の四の規定を準用する。

#### (滞納処分)

第百十三条 市 町 対が徴収する保険料、 後期高齢者医療広域 連合が徴収する徴収猶予した一部負担金その

他この章の規定による徴収金は、 地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入と

する。

(保険料の徴収の委託)

第百十四 条 市 町村は、 普 通徴収 の方法によつて徴収する保険料の徴収 の事務については、 収入の確保及

び 被保証 険者  $\mathcal{O}$ 便益 の増進に寄与すると認める場合に限り、 政令で定めるところにより、 私人に委託する

ことができる。

(条例等への委任)

第百十五条 この款に規定するもののほか、 保険料の賦課額その他保険料の賦課に関する事項は、 政令で

定める基準に従つて後期高齢者医療広域連合の条例で定める。

2  $\mathcal{O}$ 款に規定する もの  $\mathcal{O}$ ほ か、 保険 料  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 通 知その 他 保険 料 の徴収に関する事 項 (特別徴 以収に関い す

るものを除く。)は政令で定める基準に従つて市町村の条例で、 特別徴収に関して必要な事項は政令又

は政令で定める基準に従つて市町村の条例で定める。

### 第二款 財政安定化基金

第百十六条 都道府県は、 後期高齢 者医療の財政の安定化に資するため財政安定化基金を設け、 次に掲げ

る事業に必要な費用に充てるものとする。

実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれ、 かつ、 基金事業対象収入額 が基金事

業対象費用額に不足すると見込まれる後期高 齢者医療広域連合に対し、 政令で定めるところにより、

イに掲げる額 (イに掲げる額が 口 に掲げる額を超えるときは、 口 に掲げる額) の二分の一に 相当する

額を基礎として、 当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村における保険料の収納状況等を勘案

して政令で定めるところにより算定した額を交付する事業

1 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額

口 基 金 事 業対象 収 入 額 が 基 金 事 業対象費用 類に不足すると見込まれ る額

基金 事 業対象収 入額及び基金事 業交付額の合計額が、 基金事業対象費用 額 に不足すると見込ま れ る

後期高齢者医療広域連合に対し、政令で定めるところにより、 当該不足すると見込まれる額を基礎と

して、 当該 後期 高齢者医療広域連合を組織する市 町村 に おける保険 料料 の収納状況等を勘案して政令

定めるところにより算定 した額  $\mathcal{O}$ 範 囲 内  $\mathcal{O}$ 額を貸り し付 け る事 業

前 頭におい ける用語のうち次の各号に掲げるものの意義 は、 当該各号に定めるところによる。

予定保険料収納額 後期高 齢者医療広域連合において特定期間 (平成二十年度を初年度とする同年

度以降 の二年度ごとの 期間をいう。 以下この項において同じ。) 中に当該後期高齢者医療 広 域連合を

組 織 する市 町村 にお *\*\ て収納が が 見込ま れ た保険 料  $\mathcal{O}$ 額  $\bigcirc$ 合計 額 のうち、 療 養  $\mathcal{O}$ 給付 等に要する費 用  $\mathcal{O}$ 

額、 財 政 安定化基金拠 出 1金及び 次条第二 項  $\mathcal{O}$ 規定に、 よる 拠出· 金  $\mathcal{O}$ 納 付に 要する費用  $\mathcal{O}$ 額 並 び に 前 項第

二号の規定による都道府県からの借入金 (以下この項において 「基金事業借入金」 という。

の償還

12 要する費用の額に充てるものとして政令で定めるところにより算定した額

実績保証 険 料収 納 額 後期高齢者医療広域 連合を組織 する市 町村にお (1 て特定 期間中に収納 した保険

料  $\mathcal{O}$ 額 0 合 計 額 のうち、 療 養  $\mathcal{O}$ 給付に 要し た費用  $\mathcal{O}$ 額 か ら当該 II II II II II に · 係 る 部 負 担 金 に 相 当する 額 を

控除 L た 額 並びに 入院 時 食事 療 養費、 入 院 時 生活 療 養費、 保険 外併 用 療 養費、 療養 費、 訪 間 看 護 療 養

費、 特別療養費、 移送費、 高額 療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額 以

下この項に お ζ) て 「療 養 の給付等に要 ĺ た費用 の額」 という。 財政安定化 基金拠出 金及び次条第

二項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ る 拠 出 金  $\mathcal{O}$ 納 付 に . 要し た費用  $\mathcal{O}$ 額 並 び に 基金事業借入金 一の償還 に 要し た費 用  $\mathcal{O}$ 額 に 充

てるものとして政令で定めるところにより算定した額

基金事業対象収入額 後期 高 齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する特別会計において特 定期

間 時中に収り 入した金額 (第五号の基金事業交付 額及び基金事 業借1 入金の額を除く。) の合計 額 のうち、

療 養  $\mathcal{O}$ 給 付 等に要 へした費 角 0) 額 財政 安定化 基 金拠 出 金及び次条第二 項 の規定によ る拠 出 金  $\mathcal{O}$ 納 付 に

要 ĺ た費 用  $\mathcal{O}$ 額 並  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ に 基 金事 業借入金  $\mathcal{O}$ 償 還 に 要し た費用  $\mathcal{O}$ 額 に充てるものとして政令で定めるとこ

ろにより算定した額

兀 基金事 業対象費用額 後期高齢者医療広域連合にお いて特定期間中に療養の給付等に要した費用  $\mathcal{O}$ 

額、 財政安定化基 金拠 出 金及び次条第二項  $\mathcal{O}$ 規定による拠出 金 の納 付 に要し た費用 の額並 び に基金 事

業借 入金  $\mathcal{O}$ 償 還 に 要し た費用  $\mathcal{O}$ 額 0 合計 額として政令で定めるところに ょ り算 定し た 額

五. 基 金 事 業 交付 額 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合が 特定期間 中 に 前 項 第 号の 規定により交付 を受け た 額

都道 府県は、 財政安定化基金に充てるため、 政令で定めるところにより、 後期高齢者医療広 域連合 か

3

ら財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。

4 後期高齢者医療広域連合は、 前 項の 規定による財政安定化基金拠出金を納付する義務を負う。

5 都道府県は、 政令で定めるところにより、 第三項の規定により後期高齢者医療広域連合から徴収した

財政安定化基金拠出金の総額の三倍に相当する額を財政安定化基金に繰り入れなければならない。

6 国は、 政令で定めるところにより、 前項の規定により都道府県が繰り入れた額の三分の一に相当する

額を負担する。

7

財政安定化基金から生ずる収入は、

すべて財政安定化基金に充てなければならない。

第二欠 步川哥真三家步长司事会

第三款 特別高額医療費共同事業

第百十七条 指定法人は、政令で定めるところにより、 著しく高額な医療に関する給付の発生が後期高齢

者医療 の財政に与える影響を緩和するため、 後期高齢者医療広域連合に対して被保険者に係る著しく高

額 な医療に関する給付に係る交付金を交付する事業 ( 以 下 「特別高額医療費共同 事業」 という。) を行

うものとする。

2 指定法人は、 特別高額医療費共同事業に要する費用に充てるため、政令で定めるところにより、 後期

高齢者医療広域連合から拠出金を徴収する。

後期高 齢者医療: 広 域連合は、 前 項の 規定による拠出金を納付する義務を負う。

3

第四款 保険者の後期高齢者支援金等

(後期高齢者支援金等の徴収及び納付義務)

第百十八条 支払基金は、 第百三十九条第一項第二号に掲げる業務に要する費用に充てるため、 年度ごと

に、 保 険 者 から、 後期高 齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金 ( 以 下 「後期高齢者支援金等」と

いう。)を徴収する。

2 保険者は、後期高齢者支援金等を納付する義務を負う。

(後期高齢者支援金の額)

第百十九条 前条第一 項の規定により各保険者から徴収する後期高齢者支援金の額は、 当該年 度の概算後

期高 齢 者支援金の額とする。 ただし、前 々年 度 の概算後期高齢者支援 金の 額 が 前 々年 度 0 確 定 後期 高 齢

者支援、 金 の額を超えるときは、 当該年度の概算 後期高齢者支援金 0 額か らその 超える額とその 超 える 額

に係る後期高齢者調整金額との合計額を控除して得た額とするものとし、 前々年度の概算後期高齢 者支

援 金 の額 が 前 々年度の確定後期 高齢者支援 金  $\mathcal{O}$ 額に満たないときは、 当該年度の概算後期高齢 [者支援金

 $\mathcal{O}$ 額 にそ 0 満 たな 1 額とその満 たない 額に係 る後 以期高 齢 者 調 整 金 額 どの 合計 額を 加算 して得 た額とする。

2 前 項に規定する後期高 齢者調整金額は、 前々年度におけるすべての保険者に係る概算後期 高 ii 齢者 支援

金 額と確定後期高齢者支援金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省

令で定めるところにより各保険者ごとに算定される額とする。

(概算後期高齢者支援金)

第百二十条 前条第 項  $\mathcal{O}$ 概 算後期高 齢者支援 金 の額は、 当 該 年度におけるすべて の後期高齢 者 医 療 広 域

連合 の保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度に お ける

すべての保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額に、 厚生労働省令で定めるところによ り算定

た当 一該年度に おける当該保険者に係る加入者の見込数を乗じて得た額に、 概算後期高齢者支援金調整率

を乗じて得た額とする。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 概 算 後期 高 齢 者 支援金調 整率 は、 第十八条第二項第二号及び第十九条第二項第二号に 掲 げ る 事

項についての達成状況、 保険者に係る加入者の見込数等を勘案し、 百分の九十から百分の百 十の範 囲内

で政令で定めるところにより算定する。

(確定後期高齢者支援金)

第百二十一条 第百十九条第一項の確定後期高齢者支援金の額は、 前々年度におけるすべての後期高齢者

医 .療広域連合の保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した前 々年度における

すべての保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、 厚生労働省令で定めるところにより算定した前

Þ 年度に おける当該保険者に係る加入者の数を乗じて得た額に、 確定後期高齢者支援金調整率を乗じて

得た額とする。

2 前 頃の確定後期高齢者支援金調整率は、 第十八条第二項第二号及び第十九条第二項第二号に掲げる事

項についての達成状況、 保険者に係る加入者の数等を勘案し、 百分の九十から百分の百十の範囲内で政

令で定めるところにより算定する。

、後期高齢者関係事務費拠出金の額)

第百二十二条 第百十八条第 項の 規定により各保険者から徴収する後期高齢者関係事務費拠 出 金の額 は

厚生労働省令で定めるところにより、 当該年度における第百三十九条第一項第二号に掲げる支払基金

の業務に関する事務 の処理に要する費用の見込額を基礎として、 各保険者に係る加入者の見込数に応じ

「厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

(通知)

第百二十三条 後期高齢者医療広域連合は、 厚生労働省令で定めるところにより、 支払基金に対し、 各年

度における保険納付対象額その他厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

2 後期高 齢者医療広域連合は、 前項の規定による通知 の事務を国保連合会に委託することができる。

(準用)

第百二十四条 第四十一条及び第四十三条から第四十六条までの規定は、 後期高齢者支援金等について準

用する。

第五節 保健事業

第百二十五条 後期高質 齢者医療広域連合は、 健康教育、 健康相談、 健康診査その他の被保険者の健康 の保

持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 後期高 齢者医療広域連合は、 被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環

境の向上のために必要な事業、 後期高齢者医療給付のために必要な事業、 被保険者の療養のための費用

に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、 第一項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康の保持増進のために必要な

事 ·業に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

4 前項の指針 は、 健康増進法第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければ

ならない。

第六節 後期高齢者医療診療報酬審査委員会

(審査委員会)

第百二十六条 第七十条第四項の規定による委託を受けて診療報酬請求書の審査を行うため、 国保連合会

に後期高齢者医療診療報酬審査委員会を置く。

2 前 項の規定に か か わ らず、 国民健康保険法第八十七条に規定する審査委員会を置く国保連合会は、 当

該審 査委員会にお いて後期高齢者医療に係る診療報酬請求書の審査を行うことができる。

(国民健康保険法の準用)

第百二十七条 国民健康保険法第八十八条から第九十条までの規定は、 後期高齢者医療診療報酬審査委員

会について準用する。

第七節 審査請求

#### (審査請求)

第百二十八条 後期高齢者医療給付に関する処分 (被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。

又は保険料その他この章 の規定による徴収 金 (市町村及び後期高齢者医療広域 連合が徴収するものに

時効の中断に関しては、

裁判上の請求とみなす。

(審査会の設置)

2

前項の審査請求は、

限る。

)に関する処分に不

服がある者は、

後期

高

齢

者医

療審査会に審査請求をすることができる。

第百二十九条 後期高齢者医療審査会は、各都道府県に置く。

[国民健康保険法の準用]

第百三十条 国民 健 康 保険法 第九十三条から第百三条までの 規定は、 後期高齢者医療審査会について準用

する。 この場合において、 必要な技術的読替えは、 政令で定める。

# 第八節 保健事業等に関する援助等

## (保健事業等に関する援助等)

第百三十一条 指定法人は、 後期 高 が一番者医療の運営の安定化を図るため、 後期高 齢者医療広域連合が行う

第百二十五条第一項及び第二項に規定する事業、 後期高齢者医療給付に要する費用の適正 化のため 0 事

業その他 の事 · 業 (以下この条に おいて「保健事 業等」という。) に関する調査研究及び保健 事 業等 の実

施 に係 る後 期 高 齢 者 医 療広 |域連合 間  $\mathcal{O}$ 連絡 調整を行うとともに、 保健 事 業等に 関 専門的 な 5 技術 又は

知 識 を有する者  $\mathcal{O}$ 派 遣、 情 報  $\mathcal{O}$ 提 供 その 他 0 必要な援助を行うよう努め なけ ħ ばならな

### (国及び地方公共団体の措置)

第百三十二条 国及び地方公共団体は、 前条の規定により指定法人が行う事業を促進するために必要な助

言、 情 報 の提供その他 の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第九節 雑則

### (都道府県の助言等)

第百三十三条 都道府県は、 後期高齢者医療広域連合又は市町村に対し、 後期高齢者医療制度の運営が健

全か つ円滑に行われるように、 必要な助言及び適切な援助をするものとする。

2 後 期 高 齢 i 者医療 i 広 域連合は、 第五十六条第三号に掲げる給付を行おうとする場合その他の政令で定め

る場合においては、 あらかじめ、 都道府県知事に協議しなければならない。

(報告の徴収等)

第百三十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 後期高齢者医療広域連合又は市町村について、 この法

律を施行するために必要があると認めるときは、 その事業及び財 産の状況に関する報告を徴し、 又は **当** 

該職員に実地にその状況を検査させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 保険者に対し、 前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の額

 $\mathcal{O}$ 算定に関して必要があると認めるときは、 その業務に関する報告を徴し、 又は当該職員に実地にその

状況を検査させることができる。

3 第六十一条第三項の規定は前二項の規定による検査について、 同条第四項の規定は前二項の規定によ

る権限について、準用する。

(事業状況の報告)

第百三十五条 後期高齢者医療広域連合又は国保連合会は、 厚生労働省令で定めるところにより、 後期高

齢 者医 |療に係る る事 業 の状況 (後期 高 齢者医療広域連合にあつては、 次項 の規定により後期 高 齢 者医 療 広

域連合の長が市町村から報告を受ける事業の状況を含む。)を都道府県知事に報告しなければならない。

市 町村は、 厚生労働省令で定めるところにより、 後期高齢者医療に係る事業の状況を後期高齢者医療

2

(戸籍に関 する無料 証 明

広域連合の長に報告しなければならない。

第百三十六条 市町 村長 (特別区及び地方自治法第二百五十二条の十九第一 項の指定都市にあつては、 区

長とする。) は、 後期高齢者医療広域連合又は後期高齢者医療給付を受ける者に対し、 当該市 町村の条

例で定めるところにより、 被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に関し、 無料で証明を行うことがで

きる。

(被保険者等に関する調査

第百三十七条 後期 高 齢 者医 療広域連合は、 被保険者の資格、 後期高 齢者医療給付及び保険料に関 て必

要があると認めるときは、 被保険者、 被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他

その世帯に属する者又はこれらであつた者に対 し、 文書その他 の物件 の提出若 しくは提示を命じ、 又は

当 該 職 員に 質 (問させることができる。

2 市 町村 は、 保険料 の徴収に関して必要があると認めるときは、 被保険者、 被保険者 の配偶者若しくは

被 保険 者 の属する世 帯 の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであつた者に対し、 文書その 他  $\mathcal{O}$ 

物 件  $\mathcal{O}$ 提 出若しくは提示を命じ、 又は当該職員に質問させることができる。

第六十一 条第三 項 規 定は 前 項 規定 に よる質問 に っつい 同 1条第四 項 の規定は前 三項

る権 限 に 0 1 て、 準 用 す

3

0)

 $\hat{O}$ 

て、

 $\mathcal{O}$ 

規定

によ

資 料 この提供 等)

第百三十八条 後期 高 齢者医療広域連合は、 被保険者の資格、 後期高齢者医療給付及び保険料に関 して必

要が あると認めるときは、 被保険者、 被保 険者  $\mathcal{O}$ 配 偶者若しくは被保険者の 属す る世 帯 の世 帯主そ  $\mathcal{O}$ 他

その 世 帯 に 属する者 の資産若 しく は 収 入の 状 況 又は被保険 者に .対する第百七条第二項に ·規 定する老齢 等

年 <u>.</u> 給 付 の支給状 況 に **つ** き、 市 町 村 その 他 の官公署若 しく は 年金保険者に 対 L 必 要な文 書  $\mathcal{O}$ 閲 覧若 Ž

は 資 料の 提供を求め、 又は銀行、 信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他 (T) 関係 人に報

告を求めることができる。

2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連合は、 被保険者 の資格に関 し必要があると認めるときは、 他の後期 高 齢者 医 療

広域連合及び保険者に対し、 他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者及び加 入者

の氏名及び住所、 健康保険法第三条第三項に規定する適用事業所の名称及び所在地その他の必要な資料

の提供を求めることができる。

3 市 町村は、 保険料 の徴収に関して必要があると認めるときは、 被保険者、 被保険者 の配 偶者若しくは

被保険者  $\mathcal{O}$ 属する世 帯  $\bigcirc$ 世 帯 主そ 0 他その 世 帯に属する者の資産若しくは 収 入 0 状況 又は 被保 険者 に 対

する第百七条第二項に規定する老齢等年金給付の支給状況につき、 官公署若しくは年金保険者に対 L 必

要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、 又は銀行、 信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用

主その他の関係人に報告を求めることができる。

第三章の二を削る。

第二章及び第三章を次のように改める。

第二章 医療費適正化の推進

## 第一節 医療費適正化計画等

(医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画)

第八条 厚生労働大臣は、 国民の高 一齢期における適切な医療の確保を図る観点から、 医療に要する費用の

適正化 (以下「医療費適正化」という。) を総合的かつ計画的に推進するため、 医療費適正化に関する

施策につい 7 の基本的な方針 ( 以 下 「医療費適正化基本方針」 という。) を定めるとともに、 五年ごと

に、 五. 年 を 期として、 医 |療費適| 正 化を推進するため 0 計画 ( 以 下 「全国医療費適正化計 画 という。

)を定めるものとする。

2 医療費適正化基本方針においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

次条第 項に規定する都道府県医療費適正化計画において定めるべき目標に係る参酌すべき標準そ

の他の当該計画の作成に当たつて指針となるべき基本的な事項

次条第 項に 規 定す る都道 府 県医 療費適 正 化計 画 0 達 成状 況 0 評価に関する基本的な事項

三 医療に要する費用の調査及び分析に関する基本的な事

項

兀 前三号に掲げるもののほか、 医療費適正化の推進に関する重要事項

3 医療費適正化基本方針 は、 医療法第三十条の三第一項に規定する基本方針、 介護保险 険法 (平成九 年法

律第百二十三号)第百十六条第一 項に規定する基本指 針 及 Ű 健康 増 進 法 (平成十 四年法律第百三号)

七条第一項に規定する基本方針と調和が保たれたものでなければならない。

4 全国医療費適正化計画においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

国民 の健康の保持 の推進に関 Ĺ 国が 達成すべき目標に関する事 項

提供 達成すべ

医

療  $\mathcal{O}$ 

効率的

な

 $\mathcal{O}$ 推

進

にこ . 関

玉

が

き目

「標に関う

する事

項

三 前二号に 掲げる る目標を達成するために 玉 が 取 り組 む べ き施 策に関する事 項

兀 第一号及び第二号に掲げる目標を達成するための保険者、 医療機関その他の関係者の連携及び協力

12 関する事項

五. 計 画 期間における医療に要する費用の見通しに関する事項

六 計 画 0 達 成状 況 0 評 価 に 関 する事 項

七 前 各号に !掲げ! る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 医 療費 適 正 化 の推進 のために必要な 事 項

5 厚生労働大臣は、 医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画を定め、 又はこれを変更しようと

するときは、 あらかじめ、 関係行政機関の長に協議するものとする。

6 厚生労働大臣 は、 医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画を定め、 又はこれを変更したとき

は、遅滞なく、これを公表するものとする。

7 厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画の作成及び全国医療費適正化計画に基づく施策の実施に関し

て必要があると認めるときは、 保険者、 医療機関その他の関係者に対して必要な協力を求めることがで

きる。

(都道府県医療費適正化計画)

第九条 都道府県は、 医療費適正化基本方針に即して、五年ごとに、五年を一期として、 当該都道府県に

おける医療費適正化を推進するための計画 (以下「都道府県医療費適正化計画」という。) を定めるも

のとする。

2 都道府県医療費適正化計画においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

住民 0 健康の保持の推進に関 Ĺ 当該都道府県において達成すべき目標に関する事項

医療の効率的な提供の推進に関し、 当該都道府県において達成すべき目標に関する事項

- 三 前二号に掲げる目標を達成するために都道 府県が取 り組むべ き施策に関する事 項
- 几 第 号及び第二号に 掲げる目 1標を達5 成するため の保険 者、 医 療 機関その 他  $\mathcal{O}$ 関係者の連携及び協力

に関する事項

- 五. 当該 都道府県における医療に要する費用の調査及び分析に関する事項
- 六 計画期間における医療に要する費用の見通しに関する事項
- 七 計画の達成状況の評価に関する事項
- 八 前 1各号に1 .掲げ る ŧ O $\mathcal{O}$ ほ か、 医 療 費 適 正 化 この推進 のために都道府県が必要と認め る事 項
- 3 都道府県医 △療費適| 正化計 画 は、 医 療法第三十条の四第 項に規定する医療計 画 介護保険法第百十八
- 条 第 項に規定する都道 府県介護保険事業支援計画及び健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健
- 康増進計画と調和が保たれたものでなければならない。
- 4 関 係 都道 市 府 町 県 村 は に 協 議 都道 L なけ 府 県 医 れ ば 「療費」 なら 適 な 正 化計 画を定め、 又はこれを変更しようとするときは、 あらかじめ、
- 5 都道府県は、 都道府県医療費適正化計画を定め、 又はこれを変更したときは、 遅滞なく、これを厚生

労働大臣に提出するとともに、公表するものとする。

6 都道 府 県は、 都道 府県医 |療費適 正 化計 画 の作 成及び都道府県医療費適正化計 画に基づく施策 の実施に

関して必要があると認めるときは、 保険者、 医療機関その他の関係者に対して必要な協力を求めること

ができる。

(厚生労働大臣の助言)

第十条 厚生労働 大臣は、 都道府県に対し、 都道府県医療費適正化計画 の作成の手法その他都道府県医療

費適正化計 画 の作成上重要な技術 的 事項について必要な助言をすることができる。

(計画の進捗状況に関する評価)

第十一 条 都道府県は、 厚生労働省令で定めるところにより、 都道府県医療費適正化計画を作成した年度

毎 年四月 ]月一 日から翌年三月三十一日までをいう。 以下同じ。) の翌々年度にお いて、 当該計 画の 進捗

状況に関する評価を行うとともに、 その結果を公表するものとする。

2 厚生労働 大臣 は、 厚生労働省令で定めるところにより、 全国医療費適正化計 画 の作成年度の翌々年度

に お いて、 当該計画の進捗状況に関する評価を行うとともに、その結果を公表するものとする。

### (計画の実績に関する評価)

第十二条 都道 府県は、 厚生労働省令で定めるところにより、 都道府県医療費適 正 化計 画 |の期間 の終了  $\mathcal{O}$ 

日の属する年度の翌年度において、 当該計画に掲げる目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査

及び分析を行い、 当該計画の実績に関する評価を行うものとする。

厚生労働省令で定めるところにより、

その内容を厚生労働

大臣に報告するとともに、これを公表するものとする。

3

2

都道府県は、

前項の評価を行つたときは、

厚生労働大臣は、 厚生労働省令で定めるところにより、 全国医療費適正化計 画 一の期間 の終了  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 属

する年度の翌年度において、 当該計画に掲げる目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及び分

析を行い、 全国医療費適正化計画の実績に関する評価を行うとともに、 前項の報告を踏まえ、 関係 都道

府県の意見を聴いて、 各都道府県における都道府県医療費適正化計画の実績に関する評価を行うものと

する。

4 厚生労働 大臣 は、 前項 の評価を行つたときは、これを公表するものとする。

(診療報酬に係る意見の提出等)

 $\mathcal{O}$ 達 成 0 ため に必要 要が あると認めるときは、 厚 生労働-大臣 に 対 Ļ 健 康 保険法第七十六条第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定

による定め及び同法第八十八条第四 |項の 規定による定め並びに第七十一条第一項に規定する療養の 給付

に 要する費用の額 の算定に関する基準及び第七十八条第四 項に規定する厚生労働大臣が定め る基準 次

項及び次条第一項に おい 7 「診· 療報酬」 という。) に関する意見を提出することができる。

2 厚生労働 大臣 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 に より 都道 府県 か ら意見が 提出されたときは、 当該意見に配 慮して、 診

療報酬を定めるように努めなければならない。

(診療報酬の特例)

第十四条 厚生労働大臣は、 第十二条第三項の評価の結果、 第八条第四項第二号及び各都道府県における

第九 条第二項第二号に掲げる目標を達成 Ĺ 医 療費適正 化 を推進するために必要が あると認めるときは

 $\mathcal{O}$ 都 道 府 県の 区 域 内 に お ける診 療報 酬 に つい こへ 地 域 の実 信 を踏まえつつ、 適切 な 医療 を各都 道 府

県間 に お 1 て 公平に提供する観点から見て 合理 前 であると認めら れ る範囲内にお 1 て、 他 (T) 都道 府 県の

区域内における診療報酬と異なる定めをすることができる。

2 厚生労働大臣 は、 前項の定めをするに当たつては、 あら かじめ、 関係都道府県知事に協 議するも のと

する。

(資料提出の協力及び助言等)

第十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 第十一条第一項若しくは第二項の評価又は第十二条第一項

若しくは第三項の評 価を行うために必要があると認めるときは、 保険者、 医療機関その他の関係者 に対

必要な資料の 提 出 に関 し、 協 力を求めることができる。

2 厚生労働 大臣及び 都道· 府県知事 は、 第十 一条第一項若しくは第二項 の評価又は第十二条第一 項若しく

は第三項 の評価に基づき、 保険者又は医療機関に対し、 必要な助言又は援助をすることができる。

(医療費適正化計画の作成等のための 調査及び分析等)

第十六条 厚生労働大臣は、 全国医療費適正化計 画及び都道 府県医療費適正化計 画の作成、 実施及び評価

に資するため、 次に掲げ る事項に関する情報に ついて調査及び分析を行い、 その結果を公表するも のと

する。

医 療に要する費用に関する地域別、 年齢別又は疾病別の状況その他の厚生労働省令で定める事項

- 医療 の提供に関する地域別 の病床数の推移の状況その他の厚生労働省令で定める事項
- 2 保険者及び第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合は、 厚生労働大臣に対し、 前項に規定する

調査及び分析に必要な情報を、 厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。

(支払基金等への委託)

第十七条 厚生労働大臣は、 前条第一項に規定する調査及び分析に係る事務の一部を社会保険診療報酬支

払基 金法 (昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金 (以下「支払基金」とい

う。 ) 又は 玉 民健康保険法第四十五 条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下 「国保連合会」

という。)その他厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

第二節 特定健康診査等基本指針等

(特定健康診査等基本指針)

第十八条 厚生労働大臣 は、 特定健康診査 (糖尿 病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査 を

いう。 以下同じ。) 及び特定保健指導 (特定健 康診査 の結果により健康 の保持に努める必要が ある者と

して厚生労働省令で定めるものに対し、 保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労

働省令で定めるものが行う保健指導をいう。 以下同じ。) の適切かつ有効な実施を図るため の基本的な

指針 (以 下 「特定健 康診査等基本 指針」という。) を定めるものとする。

- 2 特定健康診査等基本指針においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。
- 特定健康診査及び特定保健指導 (以下「特定健康診査等」という。) の実施方法に関する基本的な

事項

- 特定: 健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事 項
- 三 前二号に掲げるもののほか、 次条第一 項に規定する特定健康診査等実施計 画の作成に関する重要事

項

3

特定健康診査等基本指針は、 健康増進法第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたも

のでなければならない。

4 厚生労働大臣 は、 特定健康診査等基本指針を定め、 又はこれを変更しようとするときは、 あらかじめ

、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 厚生労働大臣は、 特定健康診査等基本指針を定め、 又はこれを変更したときは、 遅滞なく、これを公

表するものとする。

(特定健康診査等実施計画)

第十九条 保険者は、 特定健康診査等基本指針に即して、五年ごとに、五年を一期として、特定健康診査

等の実施に関する計画 (以下「特定健康診査等実施計画」という。) を定めるものとする。

2 特定健康診査等実施計画においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定健康診査等の具体的な実施方法に関する事項

特定健康診査等 の実施及びその成果に関する具体的 な目標

三 前二号に掲げるもののほか、 特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項

3 保険者は、 特定健康診査等実施計画を定め、 又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しな

ければならない。

(特定健康診査)

第二十条 保険者は、 特定健康診査等実施計画に基づき、 厚生労働省令で定めるところにより、 四十歳以

上の加入者に対し、 特定健康診査を行うものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診

査を受け、 その結果を証明する書面の提出を受けたとき、 又は第二十六条第二項の規定により特定健康

診査に関する記録の送付を受けたときは、この限りでない。

(他の法令に基づく健康診断との関係)

第二十一条 保険者は、 加入者が、 労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号)その他の法令に基づ

き行われる特定健康診査に相当する健康診断を受けた場合又は受けることができる場合は、 厚生労働省

令で定めるところにより、 前条 の特定健康診査の全部又は一部を行つたものとする。

2 労働安全衛生法第二条第三号に規定する事業者その他 の法令に基づき特定健康診査に相当する健 康 診

断を実施する責務を有する者(以下「事業者等」という。)は、当該健康診断の実施を保険者に対し委

託することができる。 この場合において、 委託をしようとする事業者等は、 その健康診断の実施に必要

な費用を保険者に支払わなければならない。

(特定健康診査に関する記録の保存)

保険者は、 第二十条の規定により特定健康診査を行つたときは、 厚生労働省令で定めるとこ

ろにより、 当該特定健康診査に関する記録を保存しなければならない。 同条ただし書の規定により特定

健 康診査 の結果を証明する書面 の提出若しくは特定健康診査に関する記録の送付を受けた場合又は第二

十七 条第三項の規定により特定健康診査若しくは健康診断に関する記録の写しの 提供を受けた場合にお

いても、同様とする。

(特定健康診査の結果の通知)

第二十三条 保険者は、 厚生労働省令で定めるところにより、 特定健康診査を受けた加入者に対し、 当 該

特定健康診査 の結果を通知しなければならない。 第二十六条第二項の規定により、 特定健康診査に関 す

る記録の送付を受けた場合においても、同様とする。

(特定保健指導)

第二十四条 保険者は、 特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、 特定保

健指導を行うものとする。

(特定保健指導に関する記録の保存)

第二十五条 保険者 は、 前条の規定により特定保健指導を行つたときは、 厚生労働省令で定めるところに

より、 当該特定保健指導に関する記録を保存しなければならない。 次条第二項の規定により特定保健指

導 に関する記録の送付を受けた場合又は第二十七条第三項の規定により特定保健指導に関する記録 の写

しの提供を受けた場合においても、同様とする。

(他の保険者の加入者への特定健康診査等)

第二十六条 保険者は、 その加入者の特定健康診査等の実施に支障がない場合には、 他の保険者の加入者

に係る特定健康診査又は特定保健指導を行うことができる。 この場合において、 保険者は、 当該特定健

康診査又は特定保健指導を受けた者に対し、 厚生労働省令で定めるところにより、 当該特定 健康診 査又

は特定保健指導に要する費用を請求することができる。

2 保険者は、 前項の規定により、 他の保険者の加入者に対し特定健康診査又は特定保健指導を行つたと

きは、 厚生労働省令で定めるところにより、 当該特定健康診査又は特定保健指導に関する記録を、 速や

かに、 その者が現に加入する当該他 の保険者に送付しなければならない。

3 保険者は、 その 加入者が、 第一 項の 規定に により、 他 の保険者が実施する特定健康診査 又は特定保健指

導を受け、 その費用 を当 該 他の保険者に支払つた場合には、 当該. 加入者に対して、 厚生労働省令で定め

るところにより、 当該特定健康診査又は特定保健指導に要する費用として相当な額を支給する。

4 第 項及び前項の規定に かかわらず、 保険者 は他の保険者と協議 して、 当該: 他 の保険者の 加 入者 に係

る特定 健 康 診 査又は 特定保健指 導  $\mathcal{O}$ 費用 の請 求 及び支給  $\mathcal{O}$ 取扱 1 に 関 別段の定めをすることができ

る。

(特定健康診査等に関する記録の提供)

第二十七条 保険者は、 加入者の資格を取得した者があるときは、 当該加入者が加入していた他の保険者

に対し、 当該 他 0) 保険者が保存している当該加入者に係る特定健 康診査又は特定保健指導 に 関 する記 録

の写しを提供するよう求めることができる。

2 保険者は、 加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、 厚生労働省令で定める

ところにより、 労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存してい る当該加入者に係 る健

康診断に関する記 録 の写しを提供するよう求めることができる。

3 前 項 0 規定に ょ り、 特定健 康診 査若 しくは特定保健指 導に関 する記録 又は 健 康診断 に 関 する記 録 0

写 L 0) 提供 を求めら れ た他 の保険者又は事業者等は、 厚生労働省令で定めるところにより、 当該? 記 録 0)

写しを提供しなければならない。

#### (実施の委託)

第二十八条 保険者は、 特定健康診査等について、 健康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院 又は 診

療所その他適当と認められるものに対し、 その実施を委託することができる。 この場合において、 保険

者は、 受託者に対し、 委託する特定健康診査等の実施に必要な範囲内において、 厚生労働省令で定める

ところにより、 自らが保存する特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写 しその他必要な情報を

提供することができる。

#### (関係者との連携)

第二十九条 保険者は、 第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者に対して特定健康診査等を

実施するに当たつては、 前期高齢者である加入者の心身の特性を踏まえつつ、介護保険法第百十五条  $\mathcal{O}$ 

三十八第一項の規定により地域支援事業を実施する市 町村との適切な連携を図るよう留意するとともに

当該 **.**特定: 健 康診査等が 3効率的 に実施されるよう努めるものとする。

2 保険者 とは、 前項に規定するも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 特定 健 康 診 査 0 効率的な実施のために、 他の保険者、 医療機

関その他の関係者との連携に努めなければならない。

#### (秘密保持義務)

第三十条 第二十八条の規定により保険者から特定健康診査等の実施 の委託を受けた者 (その者が法人で

ある場合にあつては、その役員)若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、 その実施に関して知

り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

## (健康診査等指針との調和)

第三十一条 第十八条第一項、 第二十条、 第二十一条第一項、第二十二条から第二十五条まで、 第二十六

条第二項、 第二十七条第二項及び第三項並びに第二十八条に規定する厚生労働省令は、 健康増進法第九

条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

第三章 前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整

#### (前期高齢者交付金)

第三十二条 支払基金は、 各保険者 に係る加入者 の数に占める前期高齢者である加入者 (六十五歳に達す

る日 . の 属する月の 翌月 (その 日 が 月の初日であるときは、 その 日 の属する月) 以後である加入者であつ

て、 七十五歳に達する日の属する月以前であるものその他厚生労働省令で定めるものをいう。 以下同じ

の 数 の割合に係る負担の不均 衡を調整するため、 政令で定めるところにより、 保険者に対して、 前

期高齢者交付金を交付する。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 前 期高 i 齢者 交付金は、 第三十六条第一項の規定により支払基金が徴収する前期高齢者納付金を

もつて充てる。

(前期高齢者交付金の額)

第三十三条 前条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により各保険者に対して交付される前期高 齢者交付金の 額は、 当該年度の

概 算 前 期 高 齢 者交付· 金の 額とする。 ただし、 前々年度  $\mathcal{O}$ 概 算 前 期 高 齢 計者交付的 金  $\mathcal{O}$ 額 が 前 々年 度  $\mathcal{O}$ 確 定 前

期高 齢者交付金の額を超えるときは、 当該年度の概算 前 期高 ご齢者交付金の額からその超える額とそ の超

える額に係る前期高 齢者交付調整金額との合計額を控除 して得た額とするものとし、 前 々年 度  $\mathcal{O}$ 概 算前

期高 齢者交付 : 金 の 額が前 々年度  $\mathcal{O}$ 確定前期高 齢者交付金 0 額に満たないときは、 当該年度の 概 算 前 期高

齢者交付 金 0) 額にそ の満たな 7 額とその満たない 、額に係る る前期高 齢 者交付調整 金 |額との合計 額 を加算し

て得た額とする。

2 前 項に規定する前期高齢者交付調整金額は、 前々年度におけるすべての保険者に係る概算前期高齢 者

交付金の額と確定前期高齢者交付金の額との過不足額につき生ずる利子その他 の事情を勘案して厚生労

働省令で定めるところにより各保険者ごとに算定される額とする。

(概算前期高齢者交付金)

第三十四条 前条第一項の概算前期高齢者交付金の額は、 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三

号に掲げる額を控除して得た額 (当該額が零を下回る場合には、 零とする。)とする。

一 当該年度における当該保険者に係る調整対象給付費見込額

当該年度における当該保険者に係る第百十九条の規定により算定される後期高齢者支援金 一の額

に当

該年度における当該保険者に係る加入者の見込数に対する前期高齢者である加入者の見込数の 割合を

基礎として保険者ごとに算定される率を乗じて得た額 (第三項及び第三十八条第二項において 「前期

高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額」という。)

三 当該年度における概算調整対象基準額

2 前項第一 号の調整対象給付費見込額は、 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額と

する。

当該年度における当該保険者 「の給付であつて医療保険各法の規定による医療に関する給付 ( 健 康保

険法第五十三条に規定するその 他の給付及びこれに相当する給付を除く。) のうち厚生労働省令で定

めるものに該当するものに要する費用(以下「保険者の給付に要する費用」という。)の見込額のう

ち前期高齢者である加入者に係るものとして厚生労働省令で定めるところにより算定される額

及び第五項において「前期高齢者給付費見込額」という。)

当該保険者が概算基準超過保険者

者に係る前 期高齢者である加入者一人当たりの 前期高 齢者給付費見込 額の分布状況等を勘案して 政令

(イに掲げる額をロに掲げる額で除

して得た率が、

すべての保険

で定める率を超える保険者をいう。)である場合における当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額

のうち、 口に掲げる額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生労働省令で定め

るところにより算定される額

1 の保険者 に係 る前 :期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額として厚生労働

省令で定めるところにより算定される額

口 一人平均前期高齢者給付費見込額

3 第一 項第三号の概算調整対象基準額は、 当該保険者に係る同項第一号の調整 対象給付費見込額及び前

期 高 .'齢者に係る後期高齢者支援金  $\mathcal{O}$ 概算 額 の合計は :額に概算加入者調整率を乗じて得た額とする。

4 前 項の概算加入者調整率は、 厚生労働省令で定めるところにより、 当該年度におけるすべての保険者

に係る加入者の見込総数に対する前期高齢者である加入者の見込総数の割合を当該年度における当該保

険者に係る加入者の見込数に対する前期高齢者である加 入者の見込数の割合 (その割合が当該年度に お

ける下限割合 (当該年度におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数に対する前期 高 齢 計者である る加

入者 の見込 総数の 割 合の 動 向を勘案して政令で定める割合をいう。 以下この項及び次条第四 項に お *\* \ 7

同じ。)に満たないときは、 下限割合とする。)で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される

率とする。

5 第二項第二号口 の一人平均前期高齢者給付費見込額は、 すべての保険者に係る前期高齢者である加入

者一人当たり Ó 前期高齢者給付費見込額の平均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される

額とする。

(確定前期高齢者交付金)

第三十五条 第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金 の額は、 第一号及び第二号に掲げる額の合計額 か

ら第三号に 掲げる額を控除 して得た額 (当該) 額 がが 零を下回る場合には、 零とする。)とする。

一 前々年度における当該保険者に係る調整対象給付費額

前々年度における当該保険者に係る第百十九条の規定により算定される後期高齢者支援金の額に前

Þ 年度における当該保険者に係る加入者の数に対する前期高齢者である加入者の数の割合を基礎とし

て保険者ごとに算定される率を乗じて得た額 (第三項及び第三十九条第二項にお ζ) って 「前期高齢 者に

係る後期高齢者支援金の確定額」という。)

三 前々年度における確定調整対象基準額

2

前項第一号の調整対象給付費額は、 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

前々年度における当該保険者の給付に要する費用 の額のうち前期高齢者である加入者に係るものと

して厚生労働省令で定めるところにより算定される額 (次号及び第五項にお 1 て「前期高 齢 者給付 費

額」という。)

当該保険者が確定基準超過保険者(イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率が、 前条第二項第

二号の政令で定める率を超える保険者をいう。 である場合における当該保険者に係る前期高: 齢 者給

付費額のうち、 口 に掲げる額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚 生 一労働 省令

で定めるところにより算定される額

1 一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費額として厚生労働省令

で定めるところにより算定される額

口 一人平均前期高齢者給付費額

3 第 項第三 号の 確 定調 整 対象基準 -額は、 当該 保険者に係る同項第一号の 調整 対象給付費額及び前 期高

齢者に係る後期高齢者支援金の確定額の合計額に確定加入者調整率を乗じて得た額とする。

4 前項の確定加入者調整率は、 厚生労働省令で定めるところにより、 前 一々年度におけるすべての保険者

に係 :る加入者の総数に対する前期高齢者である加入者の総数の 割合を前 々年度における当該保険者に係

る加 入者 の数に 対する前期 高齢者 である加 入者 の数 の割合 (その割 合が 前 々年 度に おける下 限 割 合に満

たな いときは、 下限割合とする。) で除して得た率を基礎として保険者ごとに算定される率とする。

5 第二 項第二号ロの一人平均前期高齢者給付費額は、 すべての保険者に係る前期高齢者である加入者

人当たりの 前 期高 齢者給付 費額 の平 均額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額とする。

(前 期 高 齢 者 納付 金 等  $\dot{O}$ 徴 収 及 び 納 付 義 務

第三十六条 支払基金 は、 第百三十九条第一項第一号に掲げる業務及び当該業務に関する事務  $\mathcal{O}$ 処理 に 要

する費用に充てるため、年度ごとに、保険者から、 前期高 齢者納付金及び前期高齢者関係事務費拠出 金

(以下「前期高齢者納付金等」という。)を徴収する。

2 保険者は、前期高齢者納付金等を納付する義務を負う。

(前期高齢者納付金の額)

第三十七条 前条第 項の 規定により各保険者から徴収する前期高齢者納付金  $\overline{\mathcal{O}}$ 額は、 当該年 度  $\mathcal{O}$ )概算 前

期 高 齢 者納付 金の額とする。 ただし、前 々年 度の概算 前 期 高 齢者納付 1金の額 が 前 々年度 0 確 定 だ前 期 高 齢

者納 付 金 0 額を超えるときは、 当 該 年度の概算 前 期高 齢 者 納付 金  $\mathcal{O}$ 額 がか らその超 える額とその 超える 額

に 係 る前 期 高 齢 者 納 付 調 整 金 額 لح 合計 額 を控 除 して得た 額とするものとし、 前 々年 度 0 概 算 前 期 高 齢

者納 付 金  $\mathcal{O}$ 額 が 前 々 年 度  $\mathcal{O}$ 確 定 前 期 高 齢 者 納 付 金  $\mathcal{O}$ 額 に · 満 たない ときは、 当 該 年 度  $\mathcal{O}$ 概算 前 期 高 齢 者 納

付 金 の額にその満たない額とその満たない額に係る前期高齢者納付調 整金額との合計額を加算 して得た

額とする。

2 前 項に規定する前期高齢者納付調整金 一額は、 前 々年度におけるすべての保険者に係る概算 前 期高齢 者

納付金の額と確定前期高齢者納付金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労

働省令で定めるところにより各保険者ごとに算定される額とする。

(概算前期高齢者納付金)

第三十八条 前条第 項  $\mathcal{O}$ 概算前期高齢者納付金の額は、 次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、 当該各

号に掲げる額とする。

概算負担調整基準超過保険者 (負担調整前概算前期高齢者納付金相当額が零を超える保険者のうち

イに掲げる合計額が口に掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。) 負担調整前

概算前期高齢者納 付金相当額か ら負担調整対象見込額 (イに掲げる合計額か ら口に掲げる額を控除 し

て得た額 (当該額 が 負 担 調整 前 概算前 期 高 齢者納付金 相当額を上回るときは 負担 7調整 前 概 算 前 期 高

齢 者納: 付金相当額とする。)をいう。 第三項において同じ。)を控除して得た額と負担調整見込額と

の合計額

イ 次に掲げる額の合計額

- ① 当該年度における負担調整前概算前期高齢者納付金相当額
- (2)当該年度における当該保険者に係る第百十九条の規定により算定される後期高齢者支援金の額
- (1) イに掲げる合計額

口

次に掲げる額の合計額に負担調整基準率を乗じて得た額

(2)当該 保険者 の給付に要する費用 (健康保険法第百七十三条第二項に規定する日雇拠 出 金の納付

に要する費用を含む。 第四 項及び次条第一 項 第 一 号 口 (2)において 「保険者の給付に要する費用 等

という。) の当該年度における見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額

概算負担調整基準超過保険者以外の保険者 負担調整前概算前期高齢者納付金相当額と負担調整見

込額との合計額

2 前項第 号 0 負担 調整 前 概算 前 期高 一齢者納付 金相当額は、 第三十四 条第一項第三号の概算 調整対象基

準 額 か 5, 当該 保険者に係る同 項第 号 の 調 整 対象給付費見込額及び 前 期高齢者に係 る後期高 齢 [者支援

金の概算額の合計額を控除して得た額 (当該額が零を下回る場合には、零とする。) とする。

3 第 項 第 号の負担 調整見込額は、 当該年度におけるすべての概算負担調整基準超過保険者に係る同

号 Ď 負担 調 整 一対象見込額  $\mathcal{O}$ 総額を、 厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度に おけるすべ

ての保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額に、 厚生労働省令で定めるところにより算定した当

該年度における当該保険者に係る加入者の見込数を乗じて得た額とする。

4 第 項 第 号 口 の負担で 調整基準率は、 すべての保険者に係る前期高齢者である加入者の増加 の状況、

保険者 の給付 に要する費用等 O動 向及び概算負担 .調整基準超過保険者の数の 動 向を勘案し、 各年度ごと

に政令で定める率とする。

(確定前期高齢者納付金)

第三十九条 第三十七条第一項の確定前期高齢者納付金の額は、 次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、

当該各号に掲げる額とする。

確定 負 担 調 整基 準超過保険者 **負** 担 1調整 前 確定前期高 齢 a 者納付 。 金 相当額が零を超える保険者のうち

イに掲げ いる合計 額が 口に掲げ る額を超えるものをいう。 以下この条にお į١ て同じ。 負 担 調 整前

確定前期高齢者納付金相当額から負担調整対象額 (イに掲げる合計額からロに掲げる額を控除して得

た額 (当該 額 が負 担 調 整 前 確 定前 期高 齢者納 付金相当額を上回るときは、 負担 調 整 前 確 定 前 期 高 齢 者

納 付 金 相当 額とする。) をいう。 第三 一項に おい て同じ。) を控除 して得た額と負担調 整 一額との 合計 額

1 次に掲げる額 の合計 額

- (1)前 々年度にお ける負担調整前確定前期高齢者納付金相当額

(2)次に掲 前 々 、年度に、 げ る額  $\mathcal{O}$ おける当該保険者に係る第百十九条の 合計額に前 年度の前 条第四 項 0 規 定により定められた負担 規定により算定される後期高齢者支援金 調整基準 率を乗じて の額

得た額

口

Þ

- (1) 1 に 掲げる合計額
- (2)当該保険者の給付に要する費用等の前々年度における額

確定負担調整基準超過保険者以外の保険者 負担 調整 前確定的 前 期高齢者納付金相当額と負担調整額

と の 合計 額

2

前 項 第 号 O負 担 調 整 前 確 定 前 期高 齢 [者納] 付 2金相当 額 は、 第三十五 条第一 項第三号の 確 定 調 整 対 象 基

準 額から、 当該保険者に係る同項第一 号の調整対象給付費額及び前期高齢者に係る後期高齢者支援金  $\mathcal{O}$ 

確 定額 の合計額を控除 して得た額 (当該額が零を下回る場合には、 零とする。)とする。

3 第 項 第 号 の 負 担 調 整 額 は、 前 々年度におけるすべて  $\mathcal{O}$ 確 定 負担 調 整 基準 超 過保険者に 係 る同 号  $\mathcal{O}$ 

負 担 ,調整対象額の総額を、 厚生労働省令で定めるところにより算定した前々年度におけるすべての 保険

者に係る加入者の総数で除して得た額に、 厚生労働省令で定めるところにより算定した前々年度におけ

る当該保険者に係る加入者の数を乗じて得た額とする。

(前期高齢者関係事務費拠出金の額)

第四 1十条 第三十六条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により各保険者から徴収する前 期高齢者関係 事 務費拠出 金  $\mathcal{O}$ 額は、 厚

生労働省令で定めるところにより、 当該年度における第百三十九条第一項第一号に掲げる支払基金 の業

務に関する事務の処理に要する費用の見込額を基礎として、 各保険者に係る加入者の見込数に応じ、 厚

生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

(保険者の合併等の場合における前期高齢者交付金等の額の特例)

第四 十 条 合併又は 分割により 成立 L た保険者、 合併 文は 分割後存続する保険者 及び 解散 をし )た保? · 険者

 $\mathcal{O}$ 権利義務を承継した保険者に係る前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金等の額の算定の 特例に つい

ては、政令で定める。

(前期高齢者交付金の額の決定、通知等)

第四十二条 支払基金は、 各年度につき、 各保険者に対し交付すべき前期高齢者交付金の額を決定し、 当

該各保険者に対し、 その者に対し交付すべき前期高齢者交付金の額、 交付の方法その他必要な事項を通

知しなければならない。

2 前 項 の規定 により前 期 高 齢者交付金の 額が定められた後、 前期高齢者交付金 の額を変更する必要が生

じ たときは、 支払基金は、 当該各保険者 に対し交付すべ き前期高 齢 者交付金  $\mathcal{O}$ 額を変更し、 当該 各保険

者に対し、 変更後の前期高齢者交付金の額を通知しなければならない。

3 支払基金は、 保険者に対し交付した前期高齢者交付金の額が、 前項の規定による変更後の前期高 . 齡者

交付金の額に満たな い場合には、 その不足する額について、 同項  $\mathcal{O}$ 規定による通知とともに交付 の方法

その 他 心要な 事 ず項を通り 知 Ļ 同 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による変更後 0 前 期 高 齢 者交付· 金 一の額 を超える場合に は その

超える額に つい て、 未払 (T) 前 期 高 齢 a 者交付: 金が あるときはこれに充当し、 なお 残余があ れば返還させ、

未払の交付金がないときはこれを返還させなければならない。

# (前期高齢者納付金等の額の決定、通知等)

第四 1十三条 支 払 基 金 は、 各年 度に つき、 各保険 人者がは 納 付 す × き前温 期高 百齢者納? 付 !金等の 額 を決定 Ļ 当該

各保険者に対し、 その者が納付すべき前 期高 齢 :者納付金等の 額、 納付 0 方法及び納付すべき期限そ  $\mathcal{O}$ 他

必要な事項を通知しなければならない。

2 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により 前 期 高 | 齢者: 納 付 ·金 等 の額が 定められ た後、 前期高 齢者納付 金等の額を変更する必要

が 生じたときは、 支払: 基 金 は 当該 各保 険 者 が 納 付 すべ き前 期 高 齢 者 納 付 金等  $\mathcal{O}$ 額を変更 Ĺ 当該 各保

険 者 12 対 変更 後  $\mathcal{O}$ 前 期 高 齢 者 納 付金 等  $\mathcal{O}$ 額 をを 通 知 L な け ħ ば なら な \ \ \

3 支 払基金は、 保険者が 納付 L た 前期高 齢者納付金等 *(*) 額 が、 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による変更後の前期高 齢 者納

付 金等の額に満たない場合には、 その不足する額について、 同項  $\bigcirc$ 規定による通知とともに納付  $\mathcal{O}$ 方法

及び 納 付すべ き期限 その 他 必要な 事 項を通 知 Ļ 同 項  $\mathcal{O}$ 規定による変更後 の前 期 高 者納 付 金 等  $\mathcal{O}$ 額 を

超える場合に は、 そ  $\mathcal{O}$ 超 える額 É . つ い て、 未 納  $\mathcal{O}$ 前 期 高 齢 者納 付金等その 他 0 章 . D 規 定 に ょ る支 払 . 基

金  $\overline{O}$ 徴 収 金 が あるときはこれに充当し、 なお残余があれば還付 Ļ 未納  $\mathcal{O}$ 徴 収 金がないときはこれ を還

付しなければならない。

#### (督促及び滞納処分)

第四 十四 条 支払基4 金は、 保険者が、 納付すべき期限までに前期高齢者納付金等を納付しないときは、 期

限を指定してこれを督促しなければならない。

2 支払基金は、 前項の規定により督促をするときは、 当該保険者に対し、 督促状を発する。この場合に

おいて、 督促状により指定すべき期限は、 督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなけれ

ばならない。

3 支払基金 は、 第 項の 規定による督促を受けた保険者がその指定期限までにその督促状に係る前 期高

齢者納付金等及び次条の規定による延滞金を完納しないときは、 政令で定めるところにより、 その 徴収

を、厚生労働大臣又は都道府県知事に請求するものとする。

4 前項の規定による徴収 の請求を受けたときは、 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 国税滞納処分の例

により処分することができる。

(延滞金)

第四十五条 前条第一項の規定により前期高齢者納付金等の納付を督促したときは、 支払基金は、 その督

又は 財 産 差押えの 日  $\mathcal{O}$ 前 日まで  $\mathcal{O}$ 日 数により り 計 算 した 延 滞金を徴 収 いする。 ただし、 督促に係 る前に 期 高 齢

者納付金等の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前 項の場合において、 前期高齢者納付金等の額の一 部につき納付があつたときは、 その納付の日以降

 $\mathcal{O}$ 期間 に係る延滞 金 一の額  $\mathcal{O}$ 計算 の基礎となる前期高齢 者納付金等の額は、 その納付のあ つた前 期高 齢 者

納付金等の額を控除した額とする。

3 延 滞 金  $\mathcal{O}$ 計算に お **,** \ て、 前二項 の前期高齢者納付金等の額に千円未満の端数があるときは、 その端数

は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満 の端数があるときは、 その端数は、 切り捨てる。

5 延 滞 金は、 次の各号のいずれかに該当する場合には、 徴収しない。 ただし、 第三号の場合には、 その

執行を停止 Ļ 又 は 猶予 Ù た期間 に 対応する部 分の 金 額 に 限 る。

督促: 状に指定 L た期 限 はまで、 に 前 期高 一龄者納 付金等を完納したとき。

一 延滞金の額が百円未満であるとき。

三 前期高齢者納付金等について滞納処分の執行を停止 Ļ 又は猶予したとき。

几 前 期 高 齢者納付金等を納付しないことについてやむを得ない 理由があると認められるとき。

(納付の猶予)

第四十六条 支払基金は、 やむを得ない事情により、保険者が前期高齢者納付金等を納付することが著し

< 困難であると認められるときは、 厚生労働省令で定めるところにより、 当該保険者の申請に基づき、

厚生労働大臣 .の承認を受けて、その納付すべき期限から一 年以内の期間を限 ŋ, その 部 の納付を猶予

することができる。

2 支払基金は、 前項の規定による猶予をしたときは、その旨、 猶予に係る前期高齢者納付金等の額、 猶

予期間その他必要な事項を保険者に通知しなければならない。

3 支払基金は、 第一 項の規定による猶予をしたときは、 その猶予期間内は、 その猶予に係る前期高齢者

納 :付金等につき新たに第四十四条第一項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収の請求をす

ることができない。

附則第二条から第五条までを次のように改める。

### (病床転換助成事業)

第二条 都道. 府 県は、 政 令で定め る日まで 'の間、 当該 都道府県における医療費適 正 化を推進するため、 当

該都道府県の区域内にある保険医療機関 (医療法人その他の厚生労働省令で定める者が開設するも のに

限る。 )に対し、 当該保険医療機関である病院又は診療所の開設者が行う病床の転換 (医療法第七条第

二項各号に掲げる病床 0 種別のうち厚生労働省令で定めるものの病床数を減少させるとともに、 介護保

険法第八条第二十二項 に規定する介護保険 施 設 (同法第四 十八条第一 項第三号に規定する指定介護 療 養

型医 療 施設を除く。 その 他厚生労働省令で定める施設に つい て 新設又は増設に により、 病床  $\mathcal{O}$ 減少 一数に

相当する数の範囲内において入所定員を増加させることをいう。 以下同じ。)に要する費用を助成する

事 業 ( 以 下 「病床転換助成事業」という。) を行うものとする。

(病床転換助成事業の費用の額の決定)

第三条 都道· 府 温泉知事 は、 病床 転換 助 成事 業 に要する費用 の額を定めようとするときは、 あら かじめ、 厚

生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない

2 厚生労働大臣は、 前項の規定による協議をするに際しては、 各都道府県における病床転換助成事業に

要する費用 の額の総額が、 当該年度におけるすべての後期高齢者医療広域連合 の療養の給付等に要する

費用 の 額 の予 想額 の総額に、 すべての 都道府県にお ける病床の転換の 見込み及びそれに要する費用 の予

想額等を勘案して政令で定める率を乗じて得た額を超えないよう調整するものとする。

3 厚生労働大臣は、 都道府県が病床転換助成事業に要する費用の額を定めたときは、支払基金に対し、

その金額を通知しなければならない。

(費用の支弁)

第四 \_ 条 都道. 府県は、 病床転換助成事業に要する費用及び当該事業に関する事務の執行に要する費用を支

弁する。

(国の交付金)

第五条 国は、 政令で定めるところにより、 都道府県に対し、 病床転換助成事業に要する費用の額の二十

七分の十に相当する額を交付する。

附 則第中四十一条を第五十一条とし、 第六条から第四十条までを十条ずつ繰り下げ、 第五条の次に次の

十条を加える。

## (病床転換助成交付金)

第六条 都道. 府 県が 附 i則第四· 条の規定により支弁する費用の二十七分の十二に相当する額につい 、ては、 政

令で定めるところにより、 支払基金が当該都道府県に対して交付する病床転換助成交付金をもつて充て

る。

2 前項の病床転換助成交付金は、 次条第一項の規定により支払基金が徴収する病床転換支援金をもつて

充てる。

(病床転換支援金の徴収及び納付義務)

第七条 支払基金は、 附則第十一条第一項に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用

に充てるため、年度ごとに、 保険者から病床転換支援金及び病床転換助成関係事務費拠出金 ( 以 下 「病

床転換支援金等」という。)を徴収する。

2 保険者は、病床転換支援金等を納付する義務を負う。

(病床転換支援金の額)

第八条 前条第一項の規定により各保険者から徴収する病床転換支援金の額は、 当該年度における病床転

換 た当該 助 成事業に要する費用 年度に おけるすべて の二十七分の十二に相当する額を、 の保険者に係る加入者の見込総数で除 厚生労働省令で定めるところにより算定 して得た額に、 厚生労働省令で定める

ところにより算定した当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数を乗じて得た額とする。

(病床転換助成関係事務費拠出金の額)

第九条 附則第七条第一項の規定により各保険者から徴収する病床転換助成関係事務費拠出金 の額は、 厚

生労働省令で定めるところにより、 当該年度に おける附 則第十一 条第一 項に規定する支払基 金  $\mathcal{O}$ 業務に

関する事 務  $\mathcal{O}$ 処理に要する費用  $\mathcal{O}$ 見込額を基礎として、 各保険者に係る加入者の見込数に応じ、 厚生労

働省令で定めるところにより算定した額とする。

(準用)

第十条 第四十一条、 第四十三条から第四十六条まで、 第百三十四条第二項及び第三項、 第百 五十九条か

ら第百六十 一条まで並 び に第百六十八条第 項 (同項第二号を除く。) の規定 は、 病床転換支援金等に

て準用する。 この場合にお いて、 必要な技術的読替えは、 政令で定める。

(病床転換助成事業に係る支払基金の業務)

第十一条 支払基金は、 第百三十九条第一項に掲げる業務のほ か、 保険者から病床転換支援金等を徴収

都道府県に対し病 床 転 換 助成交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務を行う。

2 第五章 (第百三十九条第一項及び第百四十条を除く。)、第百六十八条第一項 (同項第一号を除く。

及び第二項並びに第百七十条第一項の規定は、 病床転換助成事業に係る支払基金の業務について準用

する。 この場合において、 必要な技術的読替えは、 政令で定める。

(厚生労働省令への委任)

第十二条 附 則第二条 か ら前条までに規定するもののほか、 病床転換助 成事業に関し必要な事項は、 厚生

労働省令で定める。

(前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定の特例)

第十三条 附則第二条に規定する政令で定める日までの間、 第三十四条第一項、 第三十五条第一項、 第三

十八条第一 項又は第三十九条第一 項の 規定 の適用については、 第三十四条第一 項第二号、第三十五 条第

項第二号、 第三十八条第一項第一 号イ(2)及び第三十九条第一 項第一号イ(2)中 「後期高齢者支援 金  $\mathcal{O}$ 額

とあるのは、 「後期高齢者支援金の額及び附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額  $\mathcal{O}$ 

合計額」とする。

2 に 規定する被用者保険等保険者に係る第三十八条第一 玉 民 健 康 保 険 法 附 則第十条第 項の 規定により支払基金が 項又は第三十九条第一項の 同項に規定する拠 出 規定の適用に 金を徴収 す Ź つい 間 て 同 は 項

第三十八条第一項第一号口 (2) 中 「納付に要する費用を」とあるのは、 「納付に要する費用及び国民健

康保険法附則第十一 条第一 項に規定する療養給付費等拠出 金の納付に要する費用を」とする。

(保険料の特例)

合の区域のうち、

第十 应 条 後 期 高 齢 者 医 療 広域連合は、 第百四条第二項 の規定に カン かわらず、 当 該 後期 高齢 者 医 療広 域 連

大臣 が定める基準に該当するものの区域内に住所を有する被保険者の保険料については、 平 -成二十二 年 匝

被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額が著しく低い

市

町村であつて

厚

生労働

月一 日 から起算して六年以内にお į, 、て後期で 高 齢者医療 広域 連合の条例で定める期間 に限 Ď, 政令で定め

る基 準 に 従 į, 後期 高 齢 者 医 療 広 域 連合の 条例 で定めるところにより算定された保険料率によつて算定さ

れた保険料額によつて課することができる。

2 後 り期高 齢 者医療広域連合が前項の規定により不均一の保険料の賦課をした場合において、 当該賦課に

減少することとなる保険料の総額を基礎として政令で定めるところにより算定した額を、 より得られるべき保険料の総額が第百四条第二項本文の規定に基づく保険料の賦課を行うこととした場 合に得られ るべき保険料の 総額に比べて減少することとなるときは、 後期高齢者医療広域連合は 政令で定める 当 該

ところにより、 一般会計から後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れなければならない。

3 国は、 政令で定めるところにより、 前項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。

4 都道 府県は、 政令で定めるところにより、 第二項の規定による繰入金の二分の 一に相当する額を負担

する。

(後期高齢者支援金の算定に係る経過措置

第十五条 平成二十年度から平成二十四年度までの間の各年度に係る概算後期高齢者支援金調整率及び確

定後期高齢者支援金調整率は、 第百二十条第二項及び第百二十一条第二項の規定にかかわらず、 すべて

の保険者について、百分の百とする。

第八条 高 齢 者 0 医 療  $\mathcal{O}$ 確保に 関する法律の一 部を次のように改正する。

第七条第二項中「政府、 健康保険組合」を「全国健康保険協会、 健康保険組合、 政府」 に改める。

第百六十八条第一項中 「健康保険組合」を「全国健康保険協会、 健康保険組合」 に改める。

第九条 高 齢 者 0 医療  $\mathcal{O}$ 確 保に関する法律の一 部を次のように改正する。

第六十四条第四項を削る。

第七十四条第十項中 「及び第四項」 を削り、 「並びに第七十二条」を「及び第七十二条」に改める。

第七十五条第七項中 「及び第四項」 を削り、 「並びに前条第五項」を「及び前条第五項」 に改 める。

第七十六条第六項中 「及び第四項」 を削り り、 並びに第七十四条第五 項」 を「及び第七十四条第五項」

に改める。

第八十二条第二項中「及び第四項」 を削り、 「並びに前条」を「及び前条」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第十条 国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号) の一部を次のように改正 する。

第八十条の二中 「被保険者の数、 国民健康保険の財政その他国民健康保険の運営の状況を勘案して厚生

労働大臣が指定する」を削る。

附則第十二項から第十四項までの規定中「平成十七年度」を「平成十八年度から平成二十一年度までの

附 則 第二十 項 中 \_ 平 成 十 四年法律第百二号)」 を (平成十八年法律第 号) に改 め、 医

療保険制度の在り方についての検討 の状況」 を削り、 「平成十七年度」を「平成二十一年度」 に改め、 同

項を附則第二十二項とし、 附則第十九項を附則第二十項とし、 同項の次に次の一項を加える。

21 平成十九年度から平成二十一年度までの間 の各年度の第七十二条第二項に規定する調整交付 金の総 額

は、 同 項 0) 規 定に か カゝ わらず、 同 項  $\mathcal{O}$ 規定 に より算定され た額から、 附則 第十 九 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定に ょ ŋ 国 が 負

担する費用  $\mathcal{O}$ 額から当該 費用の額 の三分の一 以内 の額を控除した額を控除 した額として予算で定め る 額

とする。

附則第十八項中「附則第十六項」を「附則第十七項」に改め、 同項を附則第十九項とし、 附則第十 ·七項

を附 則第十八項とし、 附則第十六項を附則第十七項とし、 附則第十五項中 「平成十五年度から平 -成十七 年

度まで」 を 平 成十八年 度 か ら平成二十一年度まで」に改め、 同項を附則第十六項とし、 附則第十 应 項の

次に次の一項を加える。

15 平成十九年度における第七十二条第二項第一号の規定の適用については、 同号中「算定した額)」と

あるのは、 「算定した額) から附則第十二項の規定による繰入金 の二分の一に相当する額を控除 した額

同 年 一度に おける同 項第二号の 規定 の適用については、 同号中 「繰入金」 とあるのは、 「繰入金

及び附則第十二項の規定による繰入金の合算額」とする。

第十一条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中 「除く。 \_\_ の下に「次項第一号及び第三項において同じ。 を加え、 同条第二項を

次のように改める。

2 次に掲げる療養に係る給付は、 前項の給付に含まれないものとする。

食事の提供たる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの (医療法 (昭和二十三年法

律第二百五号) 第七条第二項第四号に規定する療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他 一の看

護であつて、 当該療養を受ける際、 七十歳に達する日 :の属す ^る月の翌月以後である被保険者 ( 以 下

特定長期入院被保険者」という。) に係るものを除く。 以下 「食事 療養」という。)

次に掲げる療養 であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの (特定長期入院被保険者に係る

ものに限る。以下「生活療養」という。)

## イ 食事の提供たる療養

- 口 温 度、 照明 及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養
- 三 評価療養 (健康保険法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養をいう。 以下同じ。)
- 几 選定療養 (健康保険法第六十三条第二項第四号に規定する選定療養をいう。 以下同じ。)

第四十二条第一項第一号中「次号から第四号までに掲げる場合以外の」を 「三歳に達する日 の属する月

の翌月以後であつて七十歳に達する日の 属する月以前である」に改め、 同項第四号中 「十分の二」を

分の三」に改める。

第五十二条第一項中 「被保険者 の下に「特定長期入院被保険者及び」を加え、 同条第二項中「標準

負担額」を「食事療養標準負担額」 に改め、 同条の次に次の一条を加える。

## (入院時生活療養費)

第五十二条の二 保険者は、 特定長期入院被保険者が、 自己の選定する保険医療機関について第三十六条

第 項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、 世帯、 主又は 組合員 に

対し、 入院時生活療養費を支給する。ただし、 当該特定長期入院被保険者の属する世帯の世帯主又は組

合員 、が当該特定長期入院被保険者 に係る被保険者資格 証 明書の交付を受けてい · る間 は、 この限 りでない。

2 入 院 時 生 活 !療養費  $\mathcal{O}$ 額 は、 当該 生 活療養に つき健康 保険 法第八十五条の二第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ る厚 生 労

働大臣の定める基準 るときは、 当該現に生活療養に要した費用の額とする。)  $\mathcal{O}$ 例により算定した費用の額 (その額が現に当該生活療養に要した費用 から、 同項に規定する生活療養標準負担  $\mathcal{O}$ 額を超え 額

以下「生活療養標準負担額」という。)を控除した額とする。

3 健 康 保険法 第六十四条並 びに本法第三十六条第三項及び第四 項、 第四十条、 第四十一条、 第四十五 条

1 て受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。 項 から第八項まで、 第四十五条の二並 びに 前条第三項 から第五項 くまでのに 規 定 は、 この場合にお 保 険医 療 いて、 機 関 に 0

れらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五 十三条の 見出 しを 「(保険外併用療養費)」 に改め、 同条第一項を次のように改める。

保険 者 は 被保証 険者 (老人保健法 0 規定に よる医療を受けることができる者を除く。)が 自己の 選定

養 する保険 に要した費用について、 医 療 ※機関等 に . つ い て 評 保険外併用療養費を支給する。 価 療 養又は選定 療養を受けたときは、 ただし、 当該被保険者の属する世 世 帯 主又は 組 合員に対 帯の 世 そ 帯  $\mathcal{O}$ 療 主

第五 十三条第二項中 特 定療養費」 を 「 保 険 外 併用記 療養費」 に改 め、 「合算額」  $\mathcal{O}$ 下に 当 該 療 養に

生活療養が含まれるときは、 の 下 に 「及び生活療養」を加え、 当該額及び第三号に規定する額の合算額」 同項第二号中 「標準負担額」を「食事療養標準負担額」 を加え、 同項第一 号 中 に改め、 「食事 同項 療 養

に次の一号を加える。

当該 生 活 療養 に つき健康保険法第八十五条の二第二項 (T) 規定による厚生労働 大臣 の定め る基準 0 例

12 より算定 L た費用  $\mathcal{O}$ 額 (そ  $\mathcal{O}$ 額 が 現に当該 生活療養に 要し た費用 0 額を超えるときは、 当 該 現 に 生

活 療養に要した費用の額とする。)から、 生活療養標準負担額を控除 ĺ た額

第五十三条第三項から第六項までを削り、 同条第七項中 「並びに第四十五条の二」を「、第四十五条の

二並 びに第五十二条第三項か ら第五項まで」に、 「選定療養及びこれに伴う特定療養費」 を 評 価 療 養及

び選定 療 養 並 びにこれらに伴う保険 外併 用 療 養費」 に改 め、 同 |項を同り 条第三項とし、 同 条第 八 項 中 「第三

項」 を 前 項 E お 1 て準用する第五十二条第三項」に、 「特定療養費」 を 「保険外併用療養費」 に改め、

同項を同条第四項とする。

二項中 当 入 院 第五 該 十四 食事 時 「又は 生 療養」 条第 活 特定承認 療 養費若 項 中 の 下 に 認 保 しく 険 「又は生活療養」 入院時· 医 は 保 療機関」 険 食事 外 併 を削り 療養費の支給若 用 療 を加え、 養費」 り、 同条第三項中 に 改 「標準負担額」 しくは め、 及び 特定療養費」 「(食事 特 定 を「食事療養標準負担額 療養」 承 認 保 を の 下 に 険 若 医 しくは入院 療 機 「及び生活 関 を削 文は 時 食事 療 り、 生活 養」 療 同 療養 を、 養費 条 第

標準 負 担 額」 に改め、 同 条第四 項中 「特定療養費」 を 「入院・ 時 生活療 養費の支給を受けるべ き場合に お 1

ては 第 五. 十二条の二 第二項  $\mathcal{O}$ 規 定 を、 保険 外 併 用 療 養費」 に 改  $\hat{\mathcal{S}}$ Ź.

の下に 第五 + 匝 第五 条 小の三第 十二条第五 項 中 項」を加え、 若 しく は 特 定承 「及び第五 認 保 険 項」及び「若しくは特定承認保 医 療 機 関 を削 り、 同 条第二 項中 険 医 第 療 機 匹 十五 関 を削り 条の二」 ŋ

条第五 項中 「特定療法 養費」 を 「人院時生活 療養費の支給を受けるべき場合」 とある  $\mathcal{O}$ は 被被 以保険者, 証

特

定療

養費」

を

「保険外併用療

《養費」

に改め、

同条第四項中

「又は特定承認

保

険

医療

機関」

を削

り、

同

が 交付され 7 7 るならば 入 院 時 生 活 療 養 費 の支給を受けることができる場合」と、 「保険外併 用 療 養費」

に、 「なら ば 特 定療 養 費」 を 「なら ば保険 外 併 用 療 養 費」 に 改  $\hat{\mathscr{B}}$ る。

第五 十四四 条の 匹 第 項 中 「特定療養費」 を 「保険外併用 療養費」 に改める。

第五 十五条第 項中 「特定療養費に係る療養」 を 「入院時生活療養費に係る療養、 保険外併用 療養費に

係 る 療 養」 に、 「特定 療養費 の支給」 を 「入院時 生活 療養費  $\mathcal{O}$ 支給、 保 険 外併 用 療養費の  $\mathcal{O}$ 支給」 に 改

同 [条第二 項 から第四項まで 0 規定中 「特定療養費」 を 「入院時生活療養費の支給、 保険外併用 療 ※養費」 に

改める。

第五 十六条第一項及び第二項中 「特定療養費」 を 「入院時生活療養費、 保険外併用療養費」 に改め、 同

条第三項及び第四項中「又は特定承認保険医療機関」を削る。

第五 十七 条中 並 び に · 療 養費及び 特例療養費」 を 「 及 び 療養費」 に、 療養費又は特例療養費」 を

又は療養費」に改める。

第五十七条の二第 項 中 「食事療養」の下に「及び生活療養」 を加え、 特定療養費」 を 「保険外併用

療養費」に改める。

第五 + 九条中 「特定 療養費」 を 「入院時生活療養費、 保険 外併用力 療 《養費」 に改め

第六十五 条 第二項中 「若しくは特定 承 認 保険医 療機関」 を削 り、 同 項 を 前 項 に 改 め、 同 条第三

項中 「若しくは特定承認保険医療機関」 を削り、 第五十三条第三項」を \_ (第五十二条の二第三項及

び第五十三条第三項におい て準用する場合を含む。)」に改める。

第六十八条の二第 項、 第七十条第一項及び第三項第一号イ、 第七十二条の四第一項第一 号並びに第七

十三条第一項中 「特定療養費」を「入院時生活療養費、 保険外併用療養費」 に改める。

第八十九条第一項中「若しくは特定承認保険医療機関」を削り、 同条第二項ただし書中「又は特定承認

保険医療機関」を削る。

第百 十四 条第二項中 「特定療養費」 を「入院時生活療養費、 保険外併用療養費」 に改める。

第百 十 九条の二中 「第五十三条第七項及び第八項並びに」 を 「第五十二条の二第三項、 第五十三条第三

項及び」に改める。

第百二十一条第一項中「若しくは特定承認保険医療機関」 を削り、 同条第二項中 「第五十三条第六項及

び第七項並びに」を 「第五十二条の二第三項、 第五十三条第三項及び」に改める。

附 三則第 八項第一 号及び第九項第一号中 「特定療養費」 を「入院時生活療養費、 保険外併用療養費」 に改

める。

附則第十六項を次のように改める。

16

連合会は、 政令の定めるところにより、 玉 民健康保険 の財政の安定化を図るため、 平成十八年度 か 5

平 成二十一年度までの間、 その会員である市町村に対して次に掲げる交付金を交付する事業を行うも

とする。

政令で定める額以上の医療に要する費用を市町村 (連合会の会員である市町村をいう。 以下同じ。

)が共同で負担することに伴う交付金

政令で定める額以 上の 高額な医療に要する費用を国、 都道府県及び市町村が共同で負担することに

伴う交付金

附則第十七項中 「高額医療費共同事業に要する費用に充てるため」を「前項の事業に要する費用に充て

るため、 同項各号に掲げる交付金を交付する事業ごとに」に改める。

附 則第十九 項中 「附則第十七項」を 「附則第十六項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る附則第

十七項」に、「高額医療費共同事業」を「当該事業」に改める。

附則第二十項中 「高額医 療費共同 事業」 を「附則第十六項第二号に掲げる交付金を交付する事業」 に改

める。

第十二条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中 「のうち、 の 下 に 「合併により消滅する組合の 地区を合併後存続する組 合の地区

の一部とする地区の拡張に係る規約の変更その他の」を加える。

第四十五条第六項中 「前項の規定による委託を受けた国民健康保険団体連合会は、 当該委託を受けた」

を 国 |民健 康保険団体 連合会は、 前項の規定及び健康保険法第七十六条第五項の規定による委託を受けて

行う診療報酬請求書の」に改める。

第八十七条に次の一項を加える。

2 連合会は、 前項の規定による事務の遂行に支障のない範囲内で、 健康保険法第七十六条第五項の規定

による委託を受けて行う診療報酬 請求書の審査を審査委員会に行わせることができる。

第八十九条第一項中 当 |該保険| 医療機関等に対して」を 「当該保険医 療機関等若しくは指定 訪 間 看護  $\mathcal{O}$ 

事業を行う事 業所に対して」に、 「当該保 険 医療機関等 に お į١ . て \_ を 「指定訪 間 看 護事業者若 しく は当該

保険 医 療 機関等にお 7 て に改め、 同条第二項ただし書中 「保険医 療機関等」 の下に 「又は指定訪問 看 護

の事業を行う事業所」を加える。

第百二十一条第一項中 「又はこれらの委員であつた者」を「若しくは連合会の役員若しくは職員又はこ

れ らの 職にあつた者」 に改 め、 「保険 医 療機関等  $\dot{O}$ 開設者、 医師、 歯科医師若しく 、は薬剤に 師  $\mathcal{O}$ 業務上  $\mathcal{O}$ 秘

密又は個人の」 を削り、 「五十万円」を「百万円」に改め、 同条第二項中 「職務上前項の秘密を知得した

を削り、 「又はこれを行つていた者」を「若しくはこれを行つていた者又は指定法人の役員、

職員若し

くはこれらの職にあつた者」に、「その」を「職務上知得した」 に改める。

第十三条

国民健

康保険法の一

部を次のように改正する。

目次中

「第五十七条の二」を「第五十七条の三」に、

「第五章 費用等

第一節 費用の負担(第六十九条―第八十一

第二節 退職被保険者等に係る被用者保険等

第三節 社会保険診療報酬支払基金の退職者

条)

保険者の拠出金(第八十一条の二―第八十一条の九)

を「第五章 費用の負担(第六十九条―第八十一

医療関係業務 (第八十一条の十 ―第八十一条の十二)」

条)」に、 「第百二十一条」を「第百二十条の二」に改める。

第六条中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、 第五号を第七号とし、 同

号の次に次の一号を加える。

八 高齢者 の医療の の確保に関する法律の規定による被保険者

第六条第四号中 「健康保険法、 を削り、 「健康保険法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者  $\mathcal{O}$ 

による被保険者の被扶養者」に改め、 同号を同条第六号とし、 同条第三号の二を同条第四号とし、 同号の

次に次の一号を加える。

同

法

0

規定による被扶養者」

を

「高

齢者の医療の確保に関する法律

昭昭 和

五

十七年法律第八十号)

0

規定

五. 健康保険法の規定による被扶養者。 ただし、 同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者の同

法 の規定に よる被扶養者を除く。

第八条第 項中 「第六号及び第七号」を 「第九号及び第十号」に改め、 同条第二項中「第六条第六号又

は第七号」を「第六条第九号又は第十号」に改める。

第九 条第三項中 「及び第七十二条の四」を「、 附則第七条第一項第三号並びに附則第二十一条第三項第

三号及び第四項第三号」に改め、 「老人保健法の規定による医療又は」を削り、 「老人保健法の規定によ

る医療等」を 「原爆一般疾病医療費の支給等」に改め、 同条第六項及び第八項中 「老人保健法の規定によ

る医療等」を「原爆一般疾病医療費の支給等」に改める。

第十三条第三項中 「第七号を除く。 以下この節にお いて同じ」を 「第八号及び第十号を除く」に改め、

「同条各号」の下に (第十号を除く。 )」を加え、 同条第四項中 「第六条各号」 の 下 に 「 (第八号及び

第十号を除く。)」を加える。

第十九条第一項ただし書及び第二十条中「第六条各号」の下に「(第十号を除く。)」 を加える。

第二十一条第一項中 「第六号」を 「第九号及び第十号」に改め、 同条第二項中「行なう」を「行う」に

「第六条第六号」を「第六条第九号」に改める。

第三十六条第一項中 (老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。 次項第一号及び

第三項において同じ。)」 を削り、 同条第二項第一号中「七十歳」を「六十五歳」に改める。

第四十二条第 項第一号中 「三歳に達する日  $\mathcal{O}$ 属する月 の翌月」 を 「六歳に達する日以後 の最 初 の三月

三十一 日 の翌日」 に改 め、 同 項第二号中 「三歳に 達 する日  $\mathcal{O}$ 属する月」 を 「六歳 に 達する日 以 後  $\mathcal{O}$ 最 初  $\mathcal{O}$ 

三月三十一日」に改め、 同項第三号中「十分の一」 を 「十分の二」 に改める。

第五十二条第一項中 「及び老人保健法の規定による医療を受けることができる者」を削る。

第五十三条第一項、 第五十四条の二第一項及び第五十四条の四第一項中 「(老人保健法 の規定による医

療を受けることができる者を除く。)」を削る。

第五 十五 条第 項中 「第六条第五号」 を 「第六条第七号」 に改め、 「若しくは老人保健法 0 規 定による

医療、 入院時· 食事療養費に係る療養、 入院時 生活療養費に係る療養 保険外併用 療養費に係る療 養若 しく

は老人訪問 看 護療養費に係る療養」 を削り、 同条第二項第一号中 「若しくは家族移送費の支給又は老人保

健法 .. (T) 規定による医療、 入院時、 食事 療養費の支給、 入院時生活療養費の支給、 保険 外併用力 療 養 費  $\widehat{\mathcal{O}}$ 支給

老人 訪 問 看 護 股療養費 ( の支給若しくは移送費の支給 (次項後段  $\mathcal{O}$ 規定に該当する場合に お ける医 療、 入院 時

食事 療 養費 の支給、 入院時 生活療 養費 の支給 保 険 外併 用 療 養費  $\mathcal{O}$ 支給、 老人訪! 問 看護 療 養費 の支 給 又は

移送費の支給を除く。)」 を「又は家族移送費の支給」に改め、 同項第二号中 「第四号まで、 第六号又は

第五 十六条第 項中 「若しく は 地 方公務局 員 等 共 済 組 合法」 を 地 方公務員等 共済組合法若しくは 齢

者の医療の確保に関する法律」に改める。

第五 十七条の二第一 項中 「被保険者の療養」を 「療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療

養」 に改め、 「費用」 の 下 に  $\sigma$ 額 からその療養に要した費用につき保険外併 用 療養費、 療 養 費、 訪 問 看

護療 養 費若、 しくは特 別 療養費として支給され る額 若 しくは第五十六条第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定 により支給され る差 額

に 相 当す Ź 額 を 控除 L た額 (次条第 項に お 1 7 部 負担 金等  $\mathcal{O}$ 額」 という。 \_ を加え、 第四 章第

節中同条の次に次の一条を加える。

(高額介護合算療養費)

第五十七条の三 保険者は、 部負担金等の額 (前条第一 項の高な 額療 養費が支給される場合にあつては、

当該 (支給! 額 に 相当する額を控除 して 得た 額 並 がに 介護 保 険 法第一 五. + 条第 項 E 規定する介護サー E

ス 利 用 者 負 担 額 (同 項  $\mathcal{O}$ 高 額介護 サ ピ ス費が支給され る場合に あ · ては、 当該 支給 額を控 除 L してっ 得た

額) 及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サー F ス利用者負 担額 同 項 の高額介護予防サー E

ス費が支給される場合にあつては、 当該支給額を控除して得た額) の合計額が著しく高額であるときは

世 帯 主又は 組合員に対し、 高 額 介護合算 療養費を支給する。 ただし、 当該一 部負担金等  $\mathcal{O}$ 額 に保係 る療

養 の給付、 保険外併用療養費の支給、 療養費の支給、 訪問 看護療養費の支給若しくは特別療養費の 支給

又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、 この限りでない。

2 前条第二項の規定は、 高額介護合算療養費の支給について準用する。

第六十八条の二第 項 中 「及び高額療養費」 を 高 額 療養費及び高額介護合算療養費」 に改め、 並

びに老人保健 法  $\mathcal{O}$ 規定による医療費拠出金 ( 以 下 「老人保健医療費拠出金」 という。 の納付に要する費

用」を削る。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 費用の負担

「第一節 費用の負担」を削る。

第六十九条中 老 人保健; 法 の規定による拠出金 ( 以 下 「老人保健 拠出金」 という。) 及 び 」 を 「高 齢 者

 $\mathcal{O}$ 医 療  $\mathcal{O}$ 確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等 (以下「前期高齢者納付金等」という。)及

第七 + 条第 項各号列 記 以 外の 部 分中 「及び 高 額 療養費」 を 高 額 療 養費及 び 高 額 介 護 合算 療 養

に、 老 人保健医療費拠出金及び」 を 「高齢者の 医 療  $\mathcal{O}$ 確保に関する法律の規定による前 期高 齢 計者納: 付 金

(以下「前期 高 齢者納付金」という。 及び同法の規定による後期高齢者支援金 (以下「後期 高 齢 者 支援

金」という。) 並びに」に改 め、 同項第一号中 \_ 般被保険者 (退職被保険者又は退職被保険 者 の被: 扶養

者以外の被保険者をいう。 以下同じ。 を 「被保険者」 に、 及 び 高 額 療 養費」 を 高 額 療 養 費 及び

高 額 介 護 合算 療養費」 に、 「第七十二条の二の二第一項」 を「第七十二条の三第一 項 に 改 め、 同 項

号を次のように改める。

前期高 齢 .者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額 (高 配齢者の一 医療

 $\mathcal{O}$ 確保に関する法律の 規定による前期高齢者交付金 (以 下 「前期高齢者交付金」という。 が あ る場

合には、これを控除した額)

第七 十条第三 |項中 「であつて」 の 下 に 次の 各号に掲げ る場合 の区分に応じ」 を加 え、 「第 号に 掲

げる額が指定年度の第二号」を「当該各号イに掲げる額 (災害その他の政令で定める特別 の事 情によ り 当

該 額 が多額となつたときは、 当 該 額 か . ら当 |該事 情により多額となつた部 分の額として政令で定めるところ

によ ŋ 算定 し た . 額 を控除 L た 額) が 指 定年 度 の 当 該 各号 ロ 」 に改 め、 同 項各号を次のように改

前期高 齢 被保険者加入割合が平 均 前 期高 齢 被保証 険者. 加入割合を超える場合

1 (1) に掲げる額 の合算額から2)に掲げる額を控除 し た額

た費用

の額

か

5

負 担

.金に相当する額を控

(1) 被保険者 額並 びに に係る療養の給 付に要し 当該給付に係る一部

崩

養 費、

護

した

除 入院 時 食事 療養費、 入院 院時生活 療 《養費、 保険 外併 療 療養費、 訪 間 看 療

養費、 特別 療 養費、 移送費、 高額療養費及び高 額 介 ,護合算g 療 養費  $\mathcal{O}$ 支給に · 要 し た費用  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 合算

額

(2)前 期 高 齢被保険者 一人当たり給付額に当該市町村の被保険者の数を乗じて得た額に、 前期高 齢

被保険者加 入 割 合か ?ら平: 均 前 期高 齢 被保 除者-加 入割合を控除 L た割合を乗じて得た額

口 (1) に掲 げ る額 か 5 (2)に掲げ Ś 額 を控除 L た額

(1)政 令  $\mathcal{O}$ 定めるところにより、 年 齢階層ごとに、 当 該 年 齢 階層に係 る平 均 一人当たり 給付記 額 に

該 市 町村の当該年齢階層 に属する被保険者の数を乗じて得た額の合算額として算定し た額

(2)政令の定めるところにより、 平均前 期 高齢被保険者一人当たり給付額に当該市 町村 この被保証 険者

 $\mathcal{O}$ 数を乗じて得た額に、 前 期 高 齢 被保険 含者加, 入割合から平 均 前 期 高 齢 被保 険者加入割 合を控除 し

た割合を乗じて得た額

平均前 期高 齢被保険者加入割合が前期高齢被保険者加入割合を超える場合

イ ①に掲げる額と②に掲げる額との合算額

(1) 前号イ(1)に掲げる額の合算額

(2)前 期高 齢 被保険者 人当たり給付額に当該 市 町 村の被保険者の数を乗じて得た額に、 平均 前 期

高 齢 被保険者加入割合から前期高 齢被保険者加入割合を控除 した割合を乗じて得た額

ロ ①に掲げる額と②に掲げる額との合算額

(1) 前号ロ(1)に掲げる額

(2)政令の定めるところにより、 平均前 期 高 齢被保険者一人当たり給付額 に当該市 町 村 の被保険者

0 数を乗じて得た額に、 平均 前期高齢 被保険者加入割合から前期高 齢 被保険者加入割合を控除 し

た割合を乗じて得た額

第七十条第五項を次のように改める。

5 第三項各号にお いて次の各号に掲げる用 語 0 意義は、 当該各号に定めるところによる。

前期高 齢 [被保険者加入割合 当該市町村の被保険者の数に対する当該前期高 齢 被保険者 (高齢者  $\mathcal{O}$ 

医療の確保に関する法律第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者のうち、 市町村の行う

国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。)の数の割合

平均 前 期 高 齢 被保険者加 入割合 すべ ての 市 町村 の被保険者の総数に対する当該前期高

齢被保険者

の総数の割合

前期高 齢 被保険者一人当たり給付額 当該市町村の前期高齢被保険者に係る第三項第一号イ⑴に掲

げる額の合算額を当該前期高齢被保険者の数で除して得た額

几 平均一人当たり給付 額 すべての市町村の被保険者に係る第三項第一号イ(1)に掲げる額の合算額を

当該被保険者の総数で除して得た額

五. 平 均 前 期 高 齢 被保険者 一人当たり給付額 すべて の市 町 村 の前 期 高齢被保険者に係る第三項第 一 号

イ⑴に掲げる額の合算額を当該前期高齢被保険者の総数で除して得た額

第七十二条第二項第二号中「第七十二条の二の二第一項」 を「第七十二条の三第一項」 に改める。

第七十二条  $\mathcal{O}$ 兀 [を削 ŋ 第七十二条の三を第七十二条の四とする。

第七十二条の二の二第一項中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、 同条を第七十二条の三とする。

第七十二条の五を次のように改める。

第七十二条の五 国及び都道府県は、 政令の定めるところにより、 市町村に対し、 高齢者 の医 . 療 の確保に

関する法律第二十条 の規定による特定健 康診査及び同法第二十四条 0 規定による特定保健指 道 ( 第 八十

二条第一項及び第八十六条におい . て 「特定健康診査等」という。)に要する費用のうち政令で定め るも

のの三分の一に相当する額をそれぞれ負担する。

第七十三条第一項中「及び高額療養費」を 高額療養費及び高額介護合算療養費」に、 「老人保健医

療費 (拠出金及び」を 「前期 高 高齢者納: 付金及び後期高齢者支援金並びに」に、 「第三条第一 項第七号」 を

第三条第一項第八号」 に改 め、 同項 第 号 口 中 「納付 に要する費用 の額」 の下に (前期 高 齢 計者交付。 金が

ある場合には これを控除した額) を加え、 同条第二項中 「老人保健医 療費拠出金及び」 を 「前 期 高 齢

者納付金及び後期高齢者支援金並びに」に改める。

第七十四条中 「第七十二条の三第二項」を「第七十二条の四第二項、 第七十二条の五」 に改める。

第七十五条中 「第七十二条の二の二第二項及び第七十二条の三第二項」 を 「第七十二条 の三第二項、 第

七十二条の四第二項及び第七十二条の五」に、「老人保健拠出金及び」を「前期高齢者納付金等及び後期

高齢者支援金等並びに」に改める。

第七十六条第一項中 「老人保健拠出金及び」を 「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに」

に改め、 第八十一 条の二第一項 の規定により厚生労働大臣が定める組合にあつては、 同条第二項 の規

定による拠 出 金の納付に要する費用を」 を削り り、 同条の次に次の三条を加える。

(賦課期日)

第七十六条の二 市町村による前条の保険料の賦課期日は、 当該年度の初日とする。

(保険料の徴収の方法)

第七十六条 の三 市町村に よる第七十六条の保険 料の徴収については、 特別徴収 市 町 '村が老齢等年金給

付を受ける被保険者 であ る世帯主 (政令で定めるものを除く。) から老 一齡等年 金給付の  $\mathcal{O}$ 支払をする者に

保険料を徴収させ、 かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。)の方法による

知をすることによつて保険料を徴収することをいう。 場合を除くほ か、 普通徴収 市 町村が ~世帯、 主に対し、 以下 地方自治法第二百三十一条の規定によ 同じ。) の方法によらなけ れ ば なら り納 な 入の 通

2 支給事-給付であ 組  $\mathcal{O}$ 同法、 合法又は私立学校教職 前 頭の老り 由とする年金たる給付であつて政令で定めるも 厚生年金保険法 つて政令で定め 齢等年金給付は、 るもの及びこれらの年 員共済法に基づく老齢若しくは退職、 (昭和二十九年法律第百十五号)、 国民年金法 (昭和三十四年法律第百四十一号)による老齢基礎年金そ 金たる給付 (T) をい に類する老齢若 . う。 国家公務員共済組合法、 障害又は死亡を支給事由とす しくは退職、 地方公務員等 障 害 文は る年金たる 死亡を の他 共済

## (介護保険法の準用)

第七十六条 Ď 兀 介護保険法第百三十四条から第百四十一条の二までの規定は、 前条の規定により行う保

険 料 の特 別 徴 収につい て準用する。 こ の 場合において、 必要な技術的読替えは、 政令で定める。

第七 + 八条中 「第八十一 条の二第一 項」 を 附 則第十条第 項」に改め、 「除く。 の 下 に 「第九十一

条第一項において同じ。」を加える。

第八十条の二中 「市町村は、」 の下に「普通徴収の方法による」 を加える。

第八十一条中「、賦課期日」を削る。

第五章第二節及び第三節を削る。

第八十二条第一項中「保険者は」の下に「、 特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外

の事業であつて」を加える。

第八十六条中「第八十二条」の下に「(特定健康診査等に係るものを除く。)」 を加える。

第九十一条第一項中「(拠出金を除く。)」を削る。

第百十三条の二第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第百十八条中「第七十二条の三第一項」を「第七十二条の四第一項」に改める。

第十二章中第百二十一条の前に次の一条を加える。

第百二十条の二 保険者の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、 正当な理由なしに、 国民健康

保険事業に関して職務上知得した秘密を漏らしたときは、 一年以下の懲役又は百万円以下の罰 [金に処す

る。

第百二十一条の二を削る。

附則第二項を附則第二条とする。

附則第三項中 「前項」を「前条」 に改め、 同項を附則第三条とする。

附 則第四項中 「前二項」を「前二条」に改め、 同項を附則第四条とする。

附則第五項中 前 四項」 を 「前三条」に改め、 同項を附則第五条とする。

附 則第六項中 「健康 保険 の被保険者 つの下に 「六十五歳に達する日 . (T) 属 する月の翌月 (その ) 日 が 月の

に 初 日で 達する日 あるときは、 の属する月の翌月 そ 0) 日の 属する月) (その日が月の初日であるときは、 以後であるものを除く。 その日の属する月)以後であるもの を、 「被扶養者 の 下 に 「六十」 又は 五. 歳

を加え、 「第八十一条の四」を「附則第十二条」に、 「第八十一条の五」を「附則第十三条」に、 「 第

八十一 条の六」 を 「附則第十四条」に改め、 同項を附則第二十一条第一項とし、 附則第七 項中 「基金」を

「支払基 金 に 改 め、 同 項 を同 条第二項とし、 附則第5 八項中 「第八十一条の 匹 第 項」 を 附 則第十二条

第一 項」 に改 め、 同 項第 号 中 「及び高 額 療養費」 を 高 額療養費及び 高 額介護 合算 療 《養費」 12 改

同 [項第二 一号中 「が負担する老人保健医療費拠出金に係る負担 調整前 老人保健医療費拠出金相当 額」を「に

係る調 保険 及び 保険 項とし、 人保 玉 民 条の五第一項」を 健 高 含者等. 健 組 整対象基準 合が 康保険税を含む。 医 額介護合算療養費」 加入割 附則第十項中 療 負担 費拠 合 出 L た後 一額及び当該 金相当額に を 「附則第十三条第一項」に改め、 期 「 特 「第六項」を 高 次項において同じ。 に改め、 例 齢 者支援 特例 特定 退 職 退 被 健康保険組合が 保 金 職 同項第二号中 「第一項」に改め、 |除者等| 被保 の合算に 険者等 \_ 所属 額 に 特 割合」 加 を削り、 負担する後期高 「が 入割 例 負担した老人保健医療費拠 退 同項第一号中 に 職 合 同項を同条第五項とし、 改 同 被 保険者 を 項を同条第三項とし、 め、 「に係 齢者支援金 同 等所 「 及 び 項第三号中 る 調 属 整 高額療養費」 割 対象 合 の合算額」 同 に 基 出 地地 附則第<sub>·</sub> 準 条に見出しとして 改 金に係る負 額 め、 方 に、 及び当 を 税法 九項中 同 項  $\mathcal{O}$ 「特例退職 を 該 担 高 規 E額療: 定に、 特定: 調整 同 第 条第 よる 健 養 八十 前 匝 康 老 費 被

(退職被保険者等の経過措置)

特例退職被保険者等

の経過措置)

を付し、

同条の前に次の十五条を加える。

第六条 うち、  $\mathcal{O}$ 属 する月 次に掲げる法令に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付を受けることができる者で 平成二十六年度ま  $\mathcal{O}$ 翌月 (その での間 日 が 月 0 に 初 お į, 日であるときは、 て、 市 町 村が行う国 そ  $\mathcal{O}$ 日 民健康保険 . (T) 属 する月) の被保険者 以後で あるも (六十五歳に達する日 のを除 0

あつて、これらの法令の規定による被保険者、 組合員若 しくは加入者であつた期間 (当該期間 に 相当す

るものとして政令で定め る期間を含む。) 又はこれらの 期間を合算した期間 (以下この 項 及び 附 則 第二

十条において「年金保険の被保険者等であつた期間」という。)が二十年(その受給資格期間たる年金

保険 の被保険者等であつた期間が二十年未満である当該年金たる給付を受けることができる者にあつて

は、 当該 年金たる給付の 区分に応じ政令で定める期間) 以上であるか、 又は四十歳に達した月以後 の年

金保険 の被! 保険者等であ つた期間 が 十年以上であるも のに該当する者は、 退職: 被保険者とする。 ただし

当該年 金たる給付 の支給がその者の年齢を事由としてその全額につき停止されている者については、

この限りでない。

一 厚生年金保険法

恩給法 (大正十二年 法律第四十八号。 他の法律にお いて準用する場合を含む。

三 国家公務員共済組合法

匹 国家公務員 共 済 組 合法 の長期給付に関する施行法 (昭和三十三年法律第百二十九号)

五 地方公務員等共済組合法

- 六 地方公務員等共済組合法 の長期給付等に関する施 行法 (昭和三十七年法律第百五十三号)
- 七 私立学校教職員共済法
- 八 地方公務員の退職年金に関する条例
- 九 旧 令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)
- 2 市 町村が行う国民健康保険の被保険者 (六十五歳に達する日の属する月の翌月 (その日が 月 の初日で
- あ るときは その 日 0 属する月) 以後であるものを除く。)であつて、 次の各号の ( ) ずれ か に該当する
- ものは、退職被保険者の被扶養者とする。
- 退職被保険者 の直系尊属、 配偶者 (届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含
- む。 以下この項において同じ。) その他三親等内の親族であつて、 その退職被保険者と同一の世帯に
- 属し、主としてその者により生計を維持するもの
- 退職被保険者 の配 偶者で届 出をして 1 な 7 が 事実・ 上 |婚姻 関 係 と同 様  $\mathcal{O}$ 事 情 に あるも の の 父母及び子
- であつて、 その 退 職 被保険者と同 0) 世 帯 に 属 Ļ 主としてその者により生 計 を維 持する
- 三 前号の配偶者の死亡後における父母及び子であつて、引き続きその退職被保険者と同一の世帯 に属

療養給付費等交付 金

第七 条 退職被保険者及びその被扶養者(以下「退職被保険者等」という。) の住所の存する市町村 第

百十六条又は第百十六条の二の規定により他の市町村の行う国民健康保険の被保険者である場合につい

ては、 当該: 他 の市町村とする。 以 下 「退職被保険者等所属市町村」という。)が 負担する費用のうち、

第一 号及び第二号に 1掲げ る額の 合算額から第三号に掲げる額 を控除 した額 ( 以 下 「被用者保険 公等拠 出 対

象額」 という。 に つい 7 は、 政令で定めるところにより、 社会保険診 療報酬支払基金 (以 下 「支払は 基

金」という。) が退職被保険者等所属市町村に対して交付する療養給付費等交付金をもつて充てる。

退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を

控除 した額並びに入院時食事療養費、 入院時生活療養費、 保険外併用療養費、 療養費、 訪問 看護 療 養

費、 特別 療養費、 移送費、 高 額 療養費及び高 額介護合算療養費 の支給に要する費用 の額 0 合算額

調整 対 象基準 額 及び 後期高齢者支援 金 の額 の合算 額に当該退 職 被保険者等 所 属 市 町 村 に 係 ぶる被 保 険

者の総数に対する退職被保険者等の総数の割合として厚生労働省令の定めるところにより算定した割

合 ( 以 下 「退職被保険者等所属 割合」という。 を乗じて得た額

三 退職: 被 保 険者等に係る保険料に 相当する額の合算額 から当該保険料に係る介護納付金 一の納 付に 要す

る費用に相当する額の合算額を控除した額

2 前 項の療養給付費等交付金 (以 下 「療養給付費等交付金」という。)は、 附則第十条の規定により支

払基 金が徴収する療養給付費等拠 出金をもつて充てる。

3

第 項 第二号に規 定す る調整対象基準 額 は、 療養給付費等交付金の交付を受ける年度 の概 算 片調 整 対 象

基 準 額 (高 齢 者の 医 療  $\mathcal{O}$ 確保に関す る法律第三十 四条第三 項に規定する概算 調 整 対象基準 準 額 を 1 う。 以

下この項において同じ。)とする。ただし、 当該年度の前々年度の 概 算 調整対象基準 額が当該 年度 の前

Þ 年度の確 定調 整対象基準額 (同法第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額をいう。 以下この

項に お いて同じ。) を超えるときは、 当該 年度 0 概算調整対象基準 額か らその超える額とその 超える額

に 係 る調 整 対 象基準 調 整 金 額 (当該年 · 度 0 前 Þ 年 度に お けるすべての被 用者保険等保険者 に 係 . る概 算 調

整対な 象基 準 額 と確 定 調 整 対象基準 -額との 過 不足額につき生ずる利子その 他  $\mathcal{O}$ 事 情 を勘案し 7 厚 生学 働 省

令で定めるところにより各被用者保険等保険者ごとに算定される額をいう。 以下同じ。)との合計額を

控除

定 調 整 対 象基 準 額 に 満 たな いときは、 当該 年 度 0 概 算 調 整 対象基準 準 額に その 満 たない 額とそ  $\overline{\mathcal{O}}$ 満 たな

額 に係る調整対象基準 調整金額との合計額を加算して得た額とする。

4 前 項 の被用者保険等保険者は、 健康保険法の規定による保険者、 船員保険法の規定による保険者、 第

六条第三号に規定する共済組合、 日 本私立学校振 興 共済 事業団及び 健康保険法第三条第一項第八号の

規定による承認を受け って 同 法 の被保険者とならない 者を組合員とする組合であつて厚生労働 大臣 が 定 8

るものとする。

(療養給付費等交付金の減額)

第八条 厚生労働大臣 は、 退職被保険者等所属市 町村の退職被保険者等に係る国民健康保険事 業の運営に

関 退職 被保険者等所 属市 町 村 が 確保すべき収入を不当に確保 しなか つた場合又は退 職 被 保険 者等所

属 市 町 村 が 支出すべ きでな い経費を不当に支出 した場合に お 7 7 は、 政 令 の定めるところに ょ り、 支払

基金 12 対 前条第 項  $\hat{O}$ 規定により当 該 退 職 被保险 険者等 が属市! 町村に対して交付する同 項の 療養給 付

費等交付金の額を減額することを命ずることができる。

ない。

(国の負担等の経過措置に関する読替え)

第九 条 退職被保険者等所属市町村については、 第七十条第一項第一号中 「被保険者」とあるのは 一般

被保険者 (附則第六条の 規定による退職被保険者又は退職被保険者 の被扶養者以外の被保険者をいう。

以下同 ľ と 同 項 第 二号中 後 期 高 齢 者支援 金 とあ る  $\mathcal{O}$ は 「 後 期 高齢 者支援 金 0 納 付 に 要する

費用 の 額 か 5 附 則 第七 条第 項第二号に規定する調 整 対 象基準 額 及び 後期 高 齢 i者支援· 金  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 合 算 額

に同号に規定する退職 被保険者等 所属割合を乗じて得た額を控除 L た額」と、 同 [条第三] 項 第一 号イ (1)中

被保険者」 とあるのは 般被保険者」と、 同号イ2及びロ並びに同項第二号イ2及びロ2並 びに 同

条第一 五項第一 号中 「被保険者の数」 とあるのは 般被保険者の数」 と 同項第二号中 「被保険者 0 総

数」 とあ る  $\mathcal{O}$ は 般 被 保 険者 0 総 数 と 同 項第四号及び第七十二条の三第 項中 「被保 険 者」 とあ

るのは「一般被保険者」とする。

2 附 則第七条第四 項 の規定により 厚生労働大臣が定める組合にあつては、 第七十六条第一項中 「保険者

とあるのは 「附則第七条第四項 の規定により厚生労働大臣が定める組合」と、 「並びに介護 路納付<sup>4</sup> 金  $\mathcal{O}$ 

納 付に要する費用を含み、 健康! 保 険法第百七十 九条に規定する組 合に あつては、 同法」 とあるのは

介護 (納付金、 附則第十条第一 項の規定による拠出金並びに健康保険法」とする。

(拠出金の徴収及び納付義務)

第十条 支払基金は、 附則第十七条に規定する業務及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充て

るため、 年度 (毎年四 月 日から翌年三月三十一 日までをいう。 以下同じ。)ごとに、 被用者保険等保

険者 から、 療養給付 費等 拠 出 金及 び 事 務費拠出金 (以下この条、 附則第十六条及び第十七条に お 1 7

拠出金」という。)を徴収する。

2 被用者保険等保険者は、拠出金を納付する義務を負う。

(療養給付費等拠出金の額)

第十一 条 前条第 項 の規定により被用者保険等保険者 か ら徴収する療養給付費等拠出 金 の額 は、 当該 年

度 0 概算 療 養給付費等 拠 出 金の額とする。 ただし、 前 Þ 年 度 0 概算· 療 養給付費等 拠 出 金  $\mathcal{O}$ 額 が 前 Þ 年 度

確定療養給付費等拠出金の額を超えるときは、 当該年度の 概算療養給付費等拠出金の額からその超え

 $\mathcal{O}$ 

算 算 る額とその超 療 療 養給付 養給付 費等拠出 費 迎える額 等拠 出 金 に係る拠出 金  $\overline{\mathcal{O}}$  $\mathcal{O}$ 額にそ 額 が 前 金 の満たない額とその満たない Þ 二調整金 年 度 0 一額との 確 定 療 養 合計額を控除 給 付費等 拠 額に係る拠出金調整 出 して得た額とするものとし、 金  $\mathcal{O}$ 額 E 満 たな 1 金額との合計 ときは、 当 前 該 々 額を · 年 度 年 度 加 の概  $\mathcal{O}$ 算 概

2 付費等 て厚生労働 前 項に規定する拠出 拠 出 省令で定めるところにより各被用 金 0) 額 لح 確 金 定 調整金額は、 療 養給付款 ]費等拠 前 出 々年度におけるすべての被用者保険等保険者に係る概算療 金 者保険等保険者ごとに算定される額とする。  $\mathcal{O}$ 額との 過 不足額に つき生ずる利 子 その 他  $\mathcal{O}$ 事 情 を勘 養給

て得た額とする。

(概算療養給付費等拠出金)

第十二条 報 総額 これらの . 陋  $\mathcal{O}$ 健 月 第六条第三号に規定する共 法 額 康 前条第一 律 保険 及び標準期末手当等 12 法 規定 項の概算療養給付費等拠出金の額は、 の規定による保険者又は する 標準 報 の額又は給料の 酬 済 (標準 組 合 に 報 船員 あ 酬 0 月 保険法 7 月額及び期末手当等の 額 は、 及 人び標準 0 組合員ごとの 規定による保険者にあつては、 被用者保険等保険者ごとの当該年度の標準報 -賞与 額 をいう。 同 額の当該年度の合計額 号に規定す の当 ī該年 る法 律 に 0 被保険者ごとの · 規 合  $\mathcal{O}$ 定 計 総額を、 す 額 る  $\mathcal{O}$ 標 総 進 額 

ろにより補正して得た額とする。 当するものとして厚生労働省令で定めるものの当該年度の合計額の総額を、それぞれ政令で定めるとこ 月 日 額 本私立学校振興 及び 標準賞与  $\mathcal{O}$ 共済 額 の当該年 事業団にあつては、 度の 以下同じ。) 合計 額 の総 加入者ごとの私立学校教職員共済法に規定する標準給 の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定 額 を、 組合にあつては、 組合員ごとのこれ 5  $\overline{\mathcal{O}}$ 報 膕 に 与 相  $\mathcal{O}$ 

2 見込額の合計額で除して得た率とする。 に お 前 ける被用 項 の概算 者保証 拠 出率は、 険等拠 厚生労働省令で定めるところにより、 出 対象に 額  $\mathcal{O}$ 見込額 の合計額を当該年度の被用者保険等保険者 当該年度の各退職被保険者等所属市 の標準 報 酬 総 額 町村  $\mathcal{O}$ 

される額に概算拠出率を乗じて得た額とする。

(確定療養給付費等拠出金)

第十三条 附則第十一 条第一 項の確定療養給付費等拠出金の額は、 各被用者保険等保険者の前々年度の標

準報酬総額に確定拠出率を乗じて得た額とする。

2 に お 前 ける被用者保険等拠出対象額の合計額を前々年度の被用者保険等保険者 項  $\mathcal{O}$ 確 定 拠 出率 は、 厚生労働省令で定めるところにより、 前 々年 度の各退 の標準報酬総額 職 被保険者等 所属 の合計額 市 町村 で

除して得た率とする。

(事務費拠出金の額)

第十四条 附則第十条第一項の規定により各被用者保険等保険者から徴収する事務費拠出金の額は、 厚生

労働省令で定めるところにより、 当該年度における附則第十七条に規定する支払基金の業務に関する事

務 の処理に要する費用の見込額に前々年度の各被用者保険等保険者 の標準報酬 総額を前 々年度の被用者

保険等保険者  $\mathcal{O}$ 標準報酬 総額 の合計額で除 して得た率を乗じて得た額とする。

(通知等)

第十五条 退職被保険者等所属市町村は、 厚生労働省令で定めるところにより、 支払基金に対し、 各年度

に おける被用者保険等拠出対象額その他厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

2 退 職被保険者等所属市 町村は、 前項の規定による通知 の事務を第四十五条第五項に規定する者に委託

することができる。

(拠出金に関する高齢者の医療の確保に関する法律の準用)

第十六条 高齢 者の医療の 確保に関する法律第四十一条及び第四十三条から第四十六条まで、第百三十四

らの 規 定中 「保険者」 とあるの は、 被 用 者保険等保険者」 と読 み替えるものとする。

(支払基金の業務)

第十七条 支払基金は、 社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務のほか、 この法律の目的を

達成するため、 次の業務 ( 以 下 「退職者医療関係業務」という。) を行う。

一 被用者保険等保険者から拠出金を徴収すること。

退職被保 K 険者等 所属. 市 町村に 対し附記 則第七条第 項の療養給付費等交付金を交付すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例)

第十八条 附則第八条第一項に規定する命令は、 社会保険診療報酬支払基金法第十一条第二項及び第三項

 $\mathcal{O}$ 規 定 の適用 については、 同法第二十九条に規定する命令とみなし、 退 職 者医療関 係業務は、 同法第三

十二条第二項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 の適用 については、 同法第十五 条に規定する業務とみなす。

(支払基金の退職者医療関係業務に関する高齢者の医療の確保に関する法律の準用)

第十 -九 条 高齢者の医療の 確保に関する法律第百四十条から第百五十二条まで、 第百五十四条、 第百六十

八 条及び第百七十条第一 項の規定は、 支払基金の 退職者医療関係業務に関して準用する。 こ の 場合にお

いて、必要な技術的読替えは、政令で定める。

### (資料の提供等)

第二十条 退職被保険者等所属市町村は、 退職被保険者の資格に関し必要があると認めるときは、 退職被

保険者の年 -金保険 の被保険者等であつた期間又は退職被保険者に対する附則第六条第一 項各号に掲げる

法令に基づく老齢 又は退職を支給事由とする年金たる給付の支給状況につき、 当該年金たる給付

の支払

をする者に対し、 必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

附則第十一項を附則第二十三条とし、同条に見出しとして「(合併市町村における保険料の賦課に関す

る特例)」を付し、同条の前に次の一条を加える。

## (病床転換支援金の経過措置)

高 齢 者  $\mathcal{O}$ 医 療  $\mathcal{O}$ 確保 に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、 第六十九

条中「及び同法の規定による後期高齢者支援金等(以下 「後期高齢者支援金等」という。 \_ とあるの

二号中 中 齢 項第二号及び 高 び第七十六条第一項 高 下 に は 齢 者支援金」 項 齢者支援金」という。) よる病 「後期高 「及び後期高齢者支援金」 [者支援金等] (の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 同 同 「 及 び 項 法 床 第二号 齢者支援金」という。)」 転 の規定による後期高齢者支援金等 後期 第四 とあ 換支援金等 とあるの |項第二 高 る **(**) 齢  $\mathcal{O}$ (附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 計者支援 は 則 号中 第九 (以 下 及び同法の規定による病床転 は とあるのは 条第 金 後期 「調 「病床転 後期高 整 とある 高 対 項 齢 とあるのは 象  $\widehat{\mathcal{O}}$ 者 基準 支援· 規定に 0 齢者支援金等及び病床転換支援金等」  $\neg$ 換支援金等」 は 金及び病 後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、 額及び」 ( 以 下 により読 後期 「後期高齢者支援金等」という。 とあ 中 高 床 という。) み替えて適 同法の規定による後期高 齢 転換支援金」 換支援金 「及び同法の規定による後期高齢者支援金 者支援^ るの は と、 金及び 用する場合を含む。) ( 以 下 調 と 整 )病床 第七十名 「病床」 対 象基 第七十三条第 転 と、 -条 第 準 換支援金」 転 齢者支援金 換支援金」 額並びに」と、 附則第七 項 中 及び ( 附 と 中 第七 項 (以 下 「及び後 条第 及び という。) 同 則 「及び後期 十五 法 第九 前 第二項 「後期 条第三  $\mathcal{O}$ 「後期 項 第 条及 期高 条 規 以 第 定

高

一齢者支援金」とあるのは

「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

四条第 同項を同条第三項とし、 附則第十二項中 一項とし、 附則第十三 「第七十二条の二の二第一項」 同条に見出しとして「 項を同条第二項とし、 を (国民健康保険に関する特別会計への繰入れ等の特例) 附 「第七十二条の三第一 則第十四 垣 中 附 則第十二項」 項」に改め、 を 同項を附則第二十 「第一 項」 に 改め

(国の負担の特例)

を付

同条の次に次の一条を加える。

第二十五 る同 同 号中 とあるのは、 当該年度における第七十二条第二項第一号の規定の適用については、 項第二号の規定 条 「繰入金」 平成二十年度及び平成二十一年度における第七十条第一 「附則第二十五条により読み替えられた第七十条第一項第一号」とし、 とあるの の適用については、 は、 「繰入金及び附則第二十 同号中 「繰入金」 匹 とあるのは、 [条第 項 項 第 一  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による繰入金 同号中「第七十条第一項第一号 「繰入金及び附則第二十四条第 号の規定の適用に 当該年度にお の合算 ついては、 額」 とし け

「項の規定による繰入金の合算額」とする。

附則第十五項を削る。

附則第十六項を附則第二十六条第一項とし、 附則第十七項を同条第二項とし、 附則第十八項を同条第三

項とし、 附則第十九項中 「附則第十六項第二号」を「第一項第二号」に、 「附則第十七項」を 「第二項」

に改 め、 同項を同 条第四項とし、 附則第二十項中 「附則第十六項第二号」を 「第一 項第二号」に改め、 同

項を同条第五項とし、 同条に見出しとして「(高額な医療に係る交付金事業等)」を付する。

附則第二十一項中 「附則第十九項」を「前条第四項」に改め、同項を附則第二十七条とし、 同条に見出

しとして「(調整交付金の特例)」を付する。

附則第二十二項中 「附則第十二項から前項まで」を 「附則第二十四条から前条まで」に改め、 同項を附

則第二十八条とし、 同条に見出しとして「(検討等)」 を付する。

第十四条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第三十六条第四項を削る。

第五十二条第六項中「及び第四項」 を削り、 「並びに第四十五条の二」 を「及び第四十五条の二」 に改

める。

第五 十二条の二第三項中 「及び第四項」 を削り、 並 びに前条第三項」を 「及び前条第三項」 に改める。

第五十三条第三項中「及び第四項」を削り、 「並びに第五十二条第三項」を「及び第五十二条第三項」

に改める。

第五 十 四 条の三第二項中 「及び第四 項\_ を削 る。

第五十五条第一項中「介護保険法」 の下に「(平成九年法律第百二十三号)」を加える。

(地方税法の一部改正

第十五条 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十三第二項第一号中 「特定療養費」を 「入院時生活 療養費、 保険外併用療養費」

同

項第四号中

「若しくは特定療養費」

を

入院時:

生活療養費若しくは保険外併用療養費」

に改

いめる。

に改め

第七百三条の四第三項第一号中 「特定療養費」 を「入院時生活療養費、 保険外併用療養費」 に改める。

第十六条 地方税法の一部を次のように改正する。

第十四条の九第二項に次の一号を加える。

六 第七百· 六条第二項及び第三項、 第七百十八条の七第一 項及び第二項並びに第七百十八条の 八八第 項

 $\mathcal{O}$ 規定によ ŋ 特 別 徴収 の方法によつて徴収する国民 健康保険税 第七 百十八条の三第一項 (第七百 +

八条の六、第七百十八条の七第三項又は第七百十八条の八第三項において準用する場合を含む。)に

第十七条  $\mathcal{O}$ 兀 第 項 第 号 中 「及び 市 町 村民税」 の 下 に 「並びに国民健康保険税」を加え、 「本章」を

「この章」に改める。

第二十条の四の二に次の一項を加える。

9 特別徴収 の方法によつて徴収する国民健康保険税については、 第六項中「千円」とあるのは、 「百円

」とする。

第七百三条  $\mathcal{O}$ 匹 第 項 中 「老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付 金 の納: 付に

要する費用を含むもの」を 「高 齢 者  $\mathcal{O}$ 医 療  $\mathcal{O}$ 確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号)の 規定によ

る前 :期高齢者納付金等(以下この条において 前 説期高齢者納付金等」という。) 及び同法の規定による後

る納 期高 付金 齢者支援金等 (以下この条におい (以下この条にお 7 「介護納付 いて「後期高齢者支援金等」という。) 金 という。) の納付に要する費用を含むも 並びに介護保険  $\bigcirc$ に、 法 . (T) 規定によ 老 人保

健法 . (T) 規定による拠出 金及び介護保険法 0 規定による納 付 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 納付に要する費用を含む。 を 前 期 高 齢

者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。」に改め、 同条第二項

納 中 付 「介護! 金  $\mathcal{O}$ 保 納 険 付 法 に 要す  $\mathcal{O}$ 規 る 定 費用 に ょ )る納:  $\mathcal{O}$ 分賦 付 金 金 を を を 後期 後 高 期 齢者支援金等及び介 高 齢 者 支援 金等 及 U 護 介 納 護 付 納 金 付 金 に、  $\mathcal{O}$ 納 付 同 に 法 要す  $\mathcal{O}$ 規 る 定に 費 用 ょ  $\mathcal{O}$ る 分

齢 賦 者支援 金を」に、 金等  $\dot{O}$ 納付に 並 び に当該 要する費用 世 一帯主」 国 を |民健康保険を行う| 及 U 後期 高 齢 者支援金等課 部 事 務 組 合又は広域連合に加 税 額 玉 民 健 康 保険 入してい 税 のうち、 る市 後 期 町 村 高

に あ って は、 当 該 部 事 務 組 合又 は 広 域 連 合  $\mathcal{O}$ 後 期 高 齢 者 支援 金等  $\mathcal{O}$ 納 付 に 要する費用  $\mathcal{O}$ 分賦 金とする。

に 充 てるた 8  $\mathcal{O}$ 玉 民 健 康 保 険 税  $\mathcal{O}$ 課 税 額 を 1 う。 以 下 同 ľ 並 び に . 当 該 世 帯 主 に、 同 法 第 九 条 第

健 康 保険 税のうち、 介 護 保険 介 法 第 護 納 九 付 条第二号」 金 に、 に、 同 法 0 玉 規 民 定に 健 康 ょ 保 る納 険 税 付  $\mathcal{O}$ 金  $\mathcal{O}$ 納 付 同 に 法 要する費用  $\mathcal{O}$ 規 定 に  $\mathcal{O}$ 分賦 納 付 金と」 金 を 玉 介 民

う

ち、

ょ

る

を

を

護 納 付 金 一の納 付に要す る費用 の分賦 金と」 に改 め、 同 条第三 項 会次 0 ように改める。

3 玉 民 健 康 保 険 税  $\mathcal{O}$ 標 進 基 礎 課 税 総額 は、 当 該 年 度  $\mathcal{O}$ 初 日 に おけ る被 保 険 発に 係 る国民 健 康 保険 法  $\mathcal{O}$ 規

定に ょ る 療 養  $\mathcal{O}$ 給 付 並 び に 入 院院 時 食 事 療 養費、 入 院 時 生 活 療 養 費、 保 険 外 併 用 療 養 費、 療 養 費 訪 問 看

護 療 養 費 特 別 療 養 費、 移 送 費、 高 額 療 養 費及 び 高 額 介 護 合算 療 養 費  $\mathcal{O}$ 支 給 に 要する 費 用  $\mathcal{O}$ 総 額  $\mathcal{O}$ 見 込

額 か , ら当. 該 療養 0 給付に つ いて  $\mathcal{O}$ \_\_ 部負 担 金  $\mathcal{O}$ 総 額  $\mathcal{O}$ 見込額を控除 し た額の一 百 分の六十五 12 相当す る 額

額 並 を控 びに当該年 除 L た -度分 額  $\mathcal{O}$ 合 の前期 算 額 高 (高 B 齢者納: 齢 者 付  $\mathcal{O}$ 金等 医 療  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 納付に要する費用 確 保に 関する法 律の  $\mathcal{O}$ 額 規 定に から当該費用 による前に 期 高 に係る国 齢 者 交付 |の負 金 担 (以下この 金  $\mathcal{O}$ 見込

項において 「前期高 齢者交付金」という。) がある場合には、 当該 前 期高齢者交付金を控除した額)

玉 民 健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、 当該合算額のうち当

該市町村の分賦金の額)とする。

第七 百三条  $\mathcal{O}$ 兀 第 五. 項中 般被保険者に係る」 を削 ŋ 般被保険者である」 を 「被保険者である

に、 に 属す ź 般被保険者」 を 「に属する被保険者」 に 改 め、 同 項後段を削 り、 同 条第六 項 中 「第十

三項及び第二十一項」を「第十六項及び第二十五項」に改め、 同 条第八項中 「第十四項及び第二十二項」

を 「第十七項及び第二十六項」に改め、 同条第十項及び第十一項中  $\overline{\phantom{a}}$ 般被保険者」を 「被保険者」 に改

め、同条第十二項から第十七項までを次のように改める。

12 第 五. 項  $\mathcal{O}$ 基 礎 課 税 額 は、 納 税 義務者間 の負担 0 衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができ

ない。

13

玉 民健. 康保険税の標準後期高齢者支援金等課税総額は、 当該年度分の後期高齢者支援金等の納付 に要

又は広域 する費用 連合に加入してい の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額 る市 町村にあつては、 当該 額 のうち当 該市 (国民健康保険を行う一部事務組合 町 村の分賦 金の 額) とする。

14 前項の標準後期高齢者支援金等課税総額は、 次の表の上 欄に掲げる額の合計額のいずれかによるもの

同表の上欄に掲げる額の標準後期高齢者支援金等課税総額に対する標準割合は、それぞれ同表の

中欄に掲げる所得割総額、 資産割 総額、 被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の区分に応じ、それ

ぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

世帯	額及び世帯別平等割総額   被保	所得割総額、被保険者均等割総 所得	世帯	割総額とは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	険者均等割総額及び世帯別平等 資産	所得割総額、資産割総額、被保 所得
別平等割総額	険者均等割総額	割総額	別平等割総額	険者均等割総額	割総額	割総額
百分の十五	百分の三十五	百分の五十	百分の十五	百分の三十五	百分の十	百分の四十

総額 被保険者均等割総額 百分の五十	所得割総額及び被保険者均等割	所得割総額	百分の五十
		保険者均等割総	百分の五十

15 国 [民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち後期高齢者支援金等課税額は、 前項の表の上 欄 12

保険者につき算定 掲げる標準後期高齢者支援金等課税総額 L た所得割額、 資産割 額、 の区分に応じ、 被保険者均等割額又は世帯別平等 被保険者である世帯主及びその世帯に属する被 割額の合算額とする。

16 前 項  $\mathcal{O}$ 所得割額 は、 第十 应 項  $\mathcal{O}$ 所 得割 総額 を基礎控 除 後  $\mathcal{O}$ 総所得金額等にあ  $\lambda$ 分して算定する。

17 第 八 項  $\mathcal{O}$ 規定に基づ 7 7 第五 項  $\mathcal{O}$ 所得 割 額  $\mathcal{O}$ 算定を行 **つ** て 1 る 市 町 村にお *\* \ て は、 第十五 項  $\mathcal{O}$ 所 得 割

額 は、 前項  $\mathcal{O}$ 規定にかかわらず、 各種控除後の 総所得金額等又は市町村民税所得割額にあん分して算定

する。

第七百三条  $\mathcal{O}$ 四第二十七項中 「第五項」 の下に 「及び第十五項」 を加え、 「同項中 般被保険者であ

る世 帯 主及びその世 帯 に 属 でする 般被保険者」 を 「これら 0 規 定中 「被保険者で あ る世 帯 主及 Ţ その 世 帯

12 属す る被保険 者」 に、 般被保 . 険者 を 「被保険者 こに、 般 被保 険 以者と退 職 被 保 険 者 等」

とあるのは 「世帯主以外の者のうち一 般被保険者と退職被保険者等」とし、 第十二項の規定の適用につい

とし、  $\bigcirc$ Ļ 中 中 を 帯主以外の者のうち退職被保険者等と一般被保険者」とし、 帯 ては、 「第二十四項」に、 に 般被保険者と退職被保険者等」とあるのは、 同条第二十二項中 「第二十項」 「第二十四項」 に改め、 第十九項」 第十九項」 同 属 層する 退 条第十 第二十項」を 同項中 九 職 同項を同条第二十二項とし、 「退職被保険者等である世帯主及びその世帯に属する退職被保険者等」とあるのは を「第二十四項」に、 を を 項 被保険者等 に改め、 を同条第二十三項とし、 「第二十三項」 「第二十三項」 「第二十四項」に改め、 「第二十項」 「第十九項」を「第二十三項」に改め、 同 (世帯主を除く。)」と、 『項を同り に改め、 を に改め、 条第三十項とし、 「第二十四項」に改め、 「第十九項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十七項とし 同条第十七項の次に次の四項を加える。 同 同 同 関を同り 条第十 項を同り 同項を同条第三十一項とし、 「世帯主以外の者のうち一般被保険者と退職被保険者等」 八項中 条第二十九項とし、 条第二十五項とし、 同条第二十五項中 「退職: 第十七項の規定の適用については、 国 同項を同 同項を同条第二十八項とし、 被保険者等と一 民 健 康 保 条第二十六項とし、 険 同条第二十項 同条第二十四 「第二十項」を 脱のうち」 同条第二十六項中 般被保証 ||険者| を ]項中 を同条第二十四 「国民 「第二十四項」に とあ 同条第二十三項 同条第二十一項 「第二十項」 「第二十項」 健 る 同項中 康  $\mathcal{O}$ 「その世 保険税 は 項と 世 を

に係る部分の額にあん分して算定する。

19 第十五項 の被保険者均 等割額は、 第十四項の被保険者均等割総額を被保険者の数にあん分して算定す

る。

20 第十五項の 世 帯 別平等割額は、 第十四 回項の世 帯別平等割総額を被保険者が属する世帯 の数にあん分し

て算定する。

21 第十五 項  $\mathcal{O}$ 後期 高齢者支援金等課税額は、 納税義務者間 0 負担の衡平を考慮して政令で定める金額を

超えることができない。

第七百三条の五第二項中 「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第七 百五 条中 共 同 施 設税! 及び 国 民健康 保険 税 を 「 及 び 典 同 施設税」 に、  $\overline{\mathcal{O}}$ 納 期 を 「及び国民

健 康 保険 税  $\mathcal{O}$ 納 期 (次条第二 一項及び 第三項、 第七 百十八条の 七 第 項 反び 第二項 並 びに第七 百 十八条の 八

第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 にこ よる特別 別徴 収 の方法 による場 合  $\mathcal{O}$ 納 期を除く。 に改め、 同条 に 次の一 項を加 える。 こる。

2 国民健康保険税の賦課期日は、四月一日とする。

產

第七百六条に次の二項を加える。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ . ら ず、 市 町 対は、 当 該. 年 -度の初 日 に お 1 . て、 当 該 市 町 村  $\mathcal{O}$ 玉 民 健 康 保 険 .(税  $\mathcal{O}$ 納 税

共 義 済組合法、 務者が 老 齢 [等年金給付 地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若 (国民年金法による老齢 基礎. 年金その他  $\mathcal{O}$ 同 法、 厚生. **一年金保**公 しくは退職、 険法、 玉 家 障 公務員 害 又は

死亡を支給 事 ー由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に 類す ^る老: 齢

若しくこ は 退 職 障 害 文は 死亡を支給事 由とする年金たる給付で あ つて政 令で定 8 るも  $\mathcal{O}$ を 1 う。 以 下こ

 $\mathcal{O}$ 節 12 お 1 て同 ľ  $\mathcal{O}$ 支払を受けてい る年 齢 六 + 五 歳 以 Ĺ  $\mathcal{O}$ 玉 民 健 康 保険  $\mathcal{O}$ 被 保険 者 で あ る世 帯 主

災害その 他 0 特別 の事 情があることにより、 特 別 微収 の方法によ つて |国民: 健 康 保険 税 を徴 収することが

著 う く 困 難であると認めるものその他政令で定めるものを除く。 以下この節にお いて 「 特 別 徴収 対 象 被

保険者」 という。) である場合にお いては、 当該 世帯、 主に対して課する国民 健康 保険 税 を特 別 徴 収 の 方

法 に ょ つて徴 収する ものとする。 ただし、 特 別 徴 収 対象被 保険 者 が . 少な いことその 他  $\mathcal{O}$ 特 別  $\mathcal{O}$ 事 情 が あ

ることにより、 特 別 徴収 を行うことが き適当でき ない と認 8 5 れ . る 市 町 村 に お 1 ては、 ک  $\mathcal{O}$ 限 り で な

3 市 町 村 (前項ただし書に規定する市町村を除く。 以下この項及び第七百十八条の二から第七 百十八条

町  $\mathcal{O}$ 十までにおいて同じ。)は、 村  $\mathcal{O}$ 玉 民 健 康 保 険 税  $\mathcal{O}$ 納 税義 当該年度の初日 務者が . 特 莂 徴収 対象被保険者となつた場合にお の属する年の四月二日 から八月一 1 ては、 日までの間 当該 に、 特 莂 当該. 徴 収 市 対

象被保険者に対して課する国民健康保険税を、 特別徴収の方法によつて徴収することができる。

第七百六条の二第一項中 「納期において」の下に 「普通徴収の方法によつて」を加え、 同条第二項中

すでに」を「既に」に、「こえる」を「超える」に改める。

第七百十八条第一 項中 「を特別徴収」 の 下 に (第七百六条第二項及び第三項、 第七百十八条の七第

項及び 第二項 並 びに第七百十八条の 八第一 項のに 規定による特別徴収を除く。 を加え、 同条の・ 次に次  $\mathcal{O}$ 

十条を加える。

(年金保険者の特別徴収義務)

第七 百十八条の二 市 町村は、 第七百六条第二項及び第三項、 第七百十八条の七第一項及び第二項並びに

第七 百 十八条  $\mathcal{O}$ 人 第 項  $\hat{O}$ 規定に より特別徴収 の方法によつて国民健 康保険税を徴収 しようとする場合

に お いて は 当該 特 別 徴 収 対象被保険者に係る老齢等年 金給付の支払をする者 (以下この節 に お いて

年金保険者」 という。 を特別徴収義務者として当該国民健康保険税を徴収させなければならない。

2 市 町村 は、 同 の特別 徴収対象被保険者について老齢等年金給付 が二以上ある場合にお į, ては、 政 令

で定めるところによ り、  $\mathcal{O}$ 老 齢 等 车 金 給付 (以下この 節におい て 「特別 徴収 対 象年金給付」 、 う。

(特別徴収税額の通知等)

について国民健康保険税を徴収させるものとする。

第七百十八条の三 市 町村は、 第七百六条第二項 の規定により特別徴収 の方法によつて特別徴 収 対象被保

険 必者に対: して課する国 民 健 康 保険 税 を徴収 しようとする場合にお 1 ては、 当 該 国 民 健 康 保険 税 を特 別 徴

収 の方法に よつて徴 収する旨、 当該 特別 徴 収 対 象被保険者に係る支払 回 数割 保 険 税額その  $\mathcal{O}$ 他 総 務 省 令 で

定める事項を、 当 該. 年金保険者に対しては当該年度の初 日の 属する年の七月三十一日 (政令で定め る年

金保険者については、 政令で定める日) までに、 当該特別徴収対象被保険者に対しては当該年の九月三

十日までに通知しなければならない。

2 前 項 の支払 回 数割 保 険 税 額 は、 総務省令で定めるところにより、 当該 特別徴収 対象被保険 者につき、

特 別 徴 収 0 方 法によ つて徴 収す る 玉 民 健 康保険 税額 (当該 特別 徴 収 対象被保険者に対 して課する当 該 年

度分の国民健康保険税額から普通徴収の方法によつて徴収される額を控除して得た額とする。 第七百 +

度 八 条 0 の九第 初 日  $\mathcal{O}$ 属 する 項及び第七 年  $\mathcal{O}$ + 月 百十八条 日 か 5 の十第二項 翌年 の三月三十 に お 7 7 日 「 特 ま 別徴 での 収対象保険税 間 に おける当該 額 特 別徴 という。 収 対象被保 を、 当 険 者 該 に 年

係る特別徴 収対象年金給付の支払 で 回 数で除して得た額とする。

特 別徴 収 の方法によつて徴収した国民健康保険税額 の納入の義務)

第七 百十八条の 匹 年 金保険者は、 前条第 項の 規定による通知を受けた場合にお いては、 同条第二項に

規 定する支払 回 数 割 保 険 税 額 を、 総務省令で定めるところにより、 当 該 年 度  $\mathcal{O}$ 初 日 . (T) 属 する 车  $\dot{\phi}$ + 月

日 か ら翌年 の三月三十 日まで  $\mathcal{O}$ 間 にお 1 7 特 別 徴 収 対象年 -金給付 の支払をする際徴 収 そ  $\tilde{O}$ 徴 収

た 日 の属する月の翌月の + 日までに、これを当該市町 村に納入する義務を負う。

(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第七 百十八条 の五 市 町 村 は、 第七百十八条 の三第 項 0 規定により同 条第二項に規定する支払 回 数割 保

険 税 額 を年 金 保険 者 に 通 知 L た後に当該 通 知 に 係る特 別 徴 収 対 象被保証 険者 が 玉 民 健 康 保 険  $\mathcal{O}$ 被 保 険 者 で

あ る資 格 を喪 失し た場合そ  $\mathcal{O}$ 他 総務 省令で定め る場合に お 1 ては、 総務 省 令で定めるところにより、 そ

の旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象被保険者に通知しなければならない。

2

年金保険者が前項の規定による通知を受けた場合においては、 その通知を受けた日以降、 第七百十八

条の三第二項に規定する支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。 この場合において、

直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る国民健康保険税徴収の実績その他必

要な事項を当該通知をした市町村に通知しなければならない。

年金保険者は、

# (特別徴収の手続規定の準用)

第七百十八条の六 前三条の規定は、 第七百六条第三項の規定による特別徴収について準用する。 この場

合における読替えは次の表のとおりとするほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定

#### める。

十一月三十日	九月三十日	七月三十一日	第七百十八条の三第一項
保険者となつた場合)	保険者となつた場合)		
の間に特別徴収対象被	の間に特別徴収対象被		
二日から八月一日まで	二日から六月一日まで		
読み替える字句(六月	読み替える字句(四月	読み替えられる字句	読み替える規定

翌年の二月一日大道三	一二月一日大道翌年の	一月一日大の翌年の三	91日 川参の四
翌年の二月一日から三一	十二月一日から翌年の一	上月一日から翌年の三	第七百十八条の四
月三十一日まて	三月三十一日まで	月三十一日まで	
翌年の二月一日から三	十二月一日から翌年の	十月一日から翌年の三	第七百十川条の三第二項
			ちこヨーしてついちには
その翌年の一月三十一	当該年の十一月三十日	当該年の九月三十日	

第七百十八条の七 該年度の初 十八条の三第二項 までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、 1 (既に特別 た特別が 徴収対象被保険者について、 別徴収対象被保険者であつた者に係る仮徴 日 「からそ 市町村は、 (前条において準用する場合を含む。) に規定する支払回数割保険税額を徴収されて の日の属する年の九月三十日までの間におい 当該年度の初日の属する年の前年の十月一日からその翌年の三月三十一日 当該支払回数割保険税額 収 第七百六条第二項及び第三項の規定により第七百 の徴収に係る特別徴収対象年 て支払われる場合にお いては、 -金給: そ 付が当 の支

払に係る国民健康保険税額として、 当該支払回数割保険税額に相当する額を、 総務省令で定めるところ

により、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 係る国民健康保険税額として、 当でないと認められる特別な事情がある場合においては、 ら九月三十日までの間において、 市 町 村 は、 前項に 規定する特 所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を、 別 同項に規定する支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適 徴収対象被保険者について、 同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に 当該年度の初 日 0 属する年の六月一日 総務省令で定 カ

めるところにより、 特別 徴収 の方法によつて徴収することができる。

3

第七

百

十八条の三

第一

項、

第七

百十八

条の四

及び第七百十八

条

の 五

0)

規定は、

前二項の規定によ

る特

別徴収についてそれぞれ準用する。 この場合における読替えは次の表のとおりとするほか、これらの規

定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七百十八条の三第一項			読み替える規定
七月三十一日			読み替えられる字句
一月三十一日	収に係る場合)	項の規定による特別徴	読み替える字句(第一
四月三十日	収に係る場合)	項の規定による特別徴	読み替える字句(第二

	九月三十日	三月三十一日	五月三十一日
第七百十八条の四	十月一日から翌年の三	四月一日から九月三十	六月一日から九月三十
	月三十一日まで	日まで	日まで

4 項 被保険者に対する通知については、 市町村は、 **(**前 条に お いて準思 前項において準用する第七百十八条の三第一項の規定による年金保険者又は特別徴収対象 用する場合を含む。) 当該年度の前年度分の 0 規定による年金保険者又は特別徴収対象被保険者に対する 国民健康保険税に係る第七百十八条の三第一

特 度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に徴収された額の合計額を控除 という。)」 る第七百十八条の三から第七百十八条の五 別徴収が行われた特別徴収対象被保険者について、 当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間において第一項又は第二項の規定による とある のは、 「という。 カゝ 5 までの規定の適用については、 第七 百 第七百六条第二項の規定の適用がある場合にお + -八条の ť 第一 項又は第二 第七百十八条 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 して得た額」とす 定に の三第二項中 ょ り当 該 年 け

る。

5

通

|知とそれぞれ併せて行うことができる。

6 当該年度  $\mathcal{O}$ 初日 の属する年の前 年の十月 日 からその翌年の三月三十一日 ま で 0 間 に お *(* ) て、 第七

百

六条第二 項 又は第三 項  $\mathcal{O}$ 規定に、 より 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定により読 み替えて 適用され る第 七 百十 八 条 の 三 第 項 E

規定する支払回数割保険税額を徴収する場合における第 項の規定の適用については、 同 項中 「 第 七 百

十八条の三第二項 (前条において準用する場合を含む。) 」 とあるのは、 「第五項の規定により読 み替

えて適用される第七百十八条の三第二項」とする。

新 た にこ 特 莂 徴収 対象被保険者となつた者に係る仮徴 収

第七

百

十

八

 $\bigcirc$ 

八

市

町

村

は、

次

の各号に掲げる者に

ついて、

それぞれ当該各号に定める

期間

12

お

1

て特

別徴収対象年金給付 が支払われる場合においては、 その支払に係る国 [民健康保険税額として、 支払 回 数

割 保険税額 の見込額 (当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合にお いては、

所得 の状況その 他 の事: 情を勘案して市町村が定める額とする。) を、 総務省令で定めるところにより、

特 別 徴 収 の方法に ょ つて徴収するものとする。

第七 百 六条第三 項 E 規 定す る特 別 徴 収 対象 被保証 険 者  $\mathcal{O}$ 国民健康保険税に 0 *(* ) て 同 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定 にに ょ る

別徴収 の方法によつて徴収が行われなかつた場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度  $\mathcal{O}$ 初 日 (T)

属する年  $\mathcal{O}$ 前 年  $\mathcal{O}$ 八月二日 カ ら十月一 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に当該 市 町 村 の特 別 徴収 対象被保険者となつた者

当 該 年 度  $\mathcal{O}$ 初 日 か らそ  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 属 す る年  $\mathcal{O}$ 九 月三十 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間

当該 年 度 0 初 日  $\mathcal{O}$ 属する年 の前年の 十月二日から十二月一 日まで 0 間 に当該 市町 村の特別 別徴収 対象

被保険者となつた者 当該 年 度 0 初 日 の属する年の六月一日 から九月三十日ま らでの 間

当該 年 度  $\widetilde{\mathcal{O}}$ 初 日 0 属する年 の前 年の十二月二日 からその翌年 の二月一 日 ま で 0 間 に当該 市 町村 の特

別 徴 収 対 象 被 保 険 者とな つた者 当該 年 度 0 初 日  $\mathcal{O}$ 属 す んる年の 八月 日 か 5 九 月三十 白 ま で  $\mathcal{O}$ 間

2 前 項  $\mathcal{O}$ 支 払 口 数 割 保 険 税 額  $\mathcal{O}$ 見込 額 は、 当該 特 別 徴 収 対 象被 保 険者に 対 して課する当 該 年 度  $\mathcal{O}$ 前 年 度

分  $\mathcal{O}$ 玉 民 健 康 保険税 額に相当する額として政令で定めるところにより算定 した額を当該特 別 徴 収 対 象 被

保険者に係 る特 別 徴 収 対象年金給付の当該年度における支払の回数で除して得た額 (当該: 金 額 に百 円 未

満 0 端数が あるとき、 又は当該 金 額の 全額 が百 1円未満 であるときは、 その 海数: 金額又は その・ 全額を切 ŋ

捨てた金額)とする。

3 第七 百 + 八 条の三 一第 項、 第七 百 十八 条  $\bigcirc$ 兀 及び第七 百 十八 条  $\mathcal{O}$ 五.  $\mathcal{O}$ 規定 は、 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定 にに ょ る特

別 徴収について準用する。 この場合における読替えは次の表のとおりとするほか、 これらの 規定に関

必要な技術的読替えは、政令で定める。

			で	
三十日まで	三十日まで	三十日まで	の三月三十一日ま	
八月一日から九月	六月一日から九月	四月一日から九月	十月一日から翌年	第七百十八条の四
七月三十一日	五月三十一日	三月三十一日	九月三十日	第一項
五月三十一日	三月三十一日	一月三十一日	七月二十一日	第七百十八条の三
)	)	)		
げる者に係る場合	げる者に係る場合	げる者に係る場合		
第一項第三号に掲	第一項第二号に掲	第一項第一号に掲	句	
読み替える字句(	読み替える字句(	読み替える字句(	読み替えられる字	読み替える規定

4 行われた特別徴収対象被保険者について、第七百六条第二項の規定の適用がある場合における第七百十 当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間において第一項の規定による特別徴収が

八条の三から第七百十八条の五までの規定の適用については、第七百十八条の三第二項中「という。)

属す うる年  $\stackrel{\cdot}{\mathcal{O}}$ 九月三十 Ħ まで  $\mathcal{O}$ 間 に 徴 収され た額の合計 額 を 控除 して得た額」 とする。

5 払 六 当該 回 条第二項の規定により前項の規定により読み替えて適用される第七百十八条の三第二項に規定する支 .数割保険税額を徴収する場合における前条第一 年度の 初日の属する年の前年の十月一日からその翌年の三月三十一日までの間において、 項の規定の適用については、 同項中 「第七 百十八条 第七百

て適 週用され る第七 百 十八八 条の三第二項」とする。

の三第二項

**(**前

条

に

お

*\*\

て準用する場合を含む。

\_

とあるの

は、

「次条第四

項

 $\mathcal{O}$ 

規定

に

より読

み替え

特 別徴収対象年金給付の支払を受けなくなつた場合の取扱い)

第七百十八条の九 七 第 一項若しくは第二項又は前条 年金保険者は、 第 当該年金保険者が第七百六条第二項若しくは第三項、 一項の規定により徴収すべ き特別徴収対象保険税 額に係る特別 第七百十八条の 徴収

対 象被保 険者 が当該 年 金 保険 者 カン 5 特 別 徴 収 対 象年。 金 給 付 の支払を受けないこととなつた場合その 他 総

務省 令で定め る場合に お 7 ては、 その 事 由 が 発 生し た 日 0) 属する月の翌月以降 徴収すべき特 別 徴 収 対 象

保険税額は、これを徴収して納入する義務を負わない。

2 前 項に規定する場合に お į, 、ては、 年 -金保 険者 は、 総務省令で定めるところに ょ り、 特 莂 徴 収 対 象 年 金

給 付 の支払 を受け な いこととな つた 特 別 徴 収 対 象被保 険者 そ  $\bar{\mathcal{O}}$ 他 総 務 省 令で定 8 る者  $\mathcal{O}$ 氏 名、 当該 特 別

徴 収 対象被保険者 に係る国 民 健 康 保険 .税徴. 収  $\mathcal{O}$ 実績その 他必要な事項を、 特 別徴 収に係る納入金を納 入

すべき市町村に通知しなければならない。

(普通徴収国民健康保険税額への繰入れ)

第七 百十 八 条 O+ 市 町 村 は 特 別 徴 収 対 象被保険者が 特別徴収 以対象年· -金給付 の支払を受けなくなつたこ

と等に ょ ŋ 玉 民 健 康 保 険 税 を特 別 徴 収  $\mathcal{O}$ 方 法 に ょ つて徴収されな いこととなつた場合 に お 1 7 は 特 別

徴 収  $\mathcal{O}$ 方法に よつて徴収されないこととなつた額に相当する国民健 康 保険税額を、 その 特 別 徴 収  $\mathcal{O}$ 方 法

に ょ つて徴収されないこととなつた日以後にお V て到来する第七百 五. 条第 項の納期 が あ る場合に お 1

てはそのそれ べぞれ  $\mathcal{O}$ 納 期に お いて、 その 日 以 後 に 到 来する同 項  $\hat{O}$ 納 期が な 7 場合にお 1 7 は 直 ちに、 普

通 徴 収  $\mathcal{O}$ 方法 に ょ つ て徴 収 しない け れ ば な 5 な

2 市 町 村 は 特別 徴 収 対 象 被保証 険 者 につ 7 て、 既に年 金保 険者 カゝ ら納 入され た特 別 徴 収 対 象 保 <u>険</u> 税 額 が

当 該 特 別 徴収 対象被保険者から徴収すべき特別 徴収対象保険税額を超える場合 (徴収すべ き特別徴 収 対

象保険 税 額 がない場合を含む。) に におい ては、 当該日 過 納 又は誤納に係る税額は、 第十七条の 規 定  $\mathcal{O}$ 例 に

よつて当 該 特 別徴収 対象被保険者 に · 還 付 L な け れ ば ならな \ <u>`</u> ただ し、 当 該: 特 別 徴 収 対 象被 保 険 者  $\mathcal{O}$ 未

納に係る地方団体 の徴収金がある場合においては、 第十七条の二の規定の例によつてこれに充当するこ

とができる。 この場合においては、 当該年金保険者について第十七条及び第十七条の二の規定の適用は

ないものとする。

(政令への委任)

第七 百十二 八条 の 十 第七 百十八条の二から前条までに定め るも  $\mathcal{O}$ のほ か、 年 <u>.</u> 保 険者  $\mathcal{O}$ 市 町 村に 対する

玉 民 健康保険税額  $\mathcal{O}$ 通知その他国民健康 保険税の特別徴収 に関 し必要な事項は 政令で定める。

第七百十九条第一項中 「前条第二項」を 「第七百十八条第二項」 に改める。

第七 百二十四条第二項中 「第七百十八条第二項」 の下に 「又は第七百十八条の四 (第七百十八条の六、

第七 百十八条 Ò 七第三項 又 は 第七 百十八条 Ò 八第三項にお *(* ) て準用する場合を含む。 \_ を加える。

附則第三十八条を次のように改める。

(退 職被保険者等所属市 町村に おける国民健康保険税の課税の特例)

事 加入している退職被保険者等所属 務 組 合 文は 広域連合を設 けて 玉 市 民 町 健 村 康 保険 における第七百三条の四 を行う場合に お į, ·
\_ は (附則第三十八条の三の 当 該 部 事 務組 合又は 広 規定に 域 連 ょ 合に り

読 み替えて適用される場合を含む。 以下この条及び次条において同じ。) 及び第七百三条の 五. 0 規定  $\mathcal{O}$ 

適 用につい ては、 当分の間、 第七百三条の四第三項中 「標準基礎課税 総額」とあるのは  $\overline{\phantom{a}}$ 般被保険者

国 民 健 康 保 険 法 附 則 第七 之 条 に規定する退 職 被 保険 含者等 (以下この 条に お 1 7 退 職 被 保険 含者等」 とい

以外  $\mathcal{O}$ 玉 民 健 康保 険  $\mathcal{O}$ 被保 険者をい . う。 以下この 条及び 次条に お 1 、 て 同 Ü に係 る 標準 基 礎 課

税 総額」と、 「被保険者」 とあるのは 般被保険者」と、 同条第五 項中 「基礎 課税額」とあるの は

般被保険者に係る基礎課税額」と、 「被保険者である」とあるのは 般被保険者である」と、 に

属する被保険者」 とあるのは 「に属する一 般被保険者」と、 「とする。 とあるのは 「とする。 この 場

合に お いて、 般被保険者と退 職 被保険 者等とが 同 <u>ー</u>の 世帯に属するときは、 当該 世 帯 は 般 被保証 険 者

 $\mathcal{O}$ 属 でする世帯とみなして、 世 帯 別 平 等 割 額 を算 定するも <u>0</u> とする。 と 同 条 第十項及 び 第十 項 中

を被保険者」 とあるのは 「を一般被保険者」 と 同条第十二項中 「第五項の基礎課税額」 とあるのは

第五

一項又は

属する場合に は、 第 五 項  $\mathcal{O}$ 基礎 課 税 額と附着 則第三十 八条 不の二第 項  $\mathcal{O}$ 基 一礎課 税額 どの 合算 額) と 同

条第十三項中 「標準: 一後期高 『齢者支援金等課税総額』とあるのは 般被保険者に係る標準後 期高齢 者支

援金等課税総額」と、 っの 後期高齢者支援金等」 とあるのは 「の一般被保険者に係る後期高 齢 [者支援金

と、 同条第十五項中 「後期 高 齢者支援金等課税額」 とあるのは  $\overline{\phantom{a}}$ 般被保険者に係る後期高齢 者支

援 金等課 税 額 と 被被 保険者である」とあ る 0 は 般 被保険 者である」と、 「に属する被 保 険 者

とあ るの は 「に属す る 一 般被保険者」 と、 「とする。 とあるの は 「とする。 この場合におい て、 般

被保険者と退職被保険者等とが同 一の世帯に属するときは、 当該世帯は 般被保険者 の属する世帯とみ

なして、

世帯別平等割額を算定するものとする。」と、

同条第十九項及び第二十項中

「を被保険者」と

あ るのは 「を 一般被保険者」と、 同条第二十一項中 「第十五項の後期 高齢者支援金等 課税 額」 とあ る Ō

は 「第十一 五. 項 父は 附 則第三十八条の二第六項  $\mathcal{O}$ 後 期 高 齢 者支援 金等課 税 額 般 被保 険 者 と退 職 被 保 険

者等とが 同  $\mathcal{O}$ 世 |帯に属する場合には、 第十五 項  $\mathcal{O}$ 後期 高 齢 者支! 援 金等 課 税 額と 附 則 第 三十 八 条 の二第

六項の後期高齢者支援金等課税額との合算額)」と、 同条第三十一項中 「被保険者である世帯主及び」

規定中 保険者」 百三条の五第二項中 とあるのは と、 般被保険者」とあるのは 「第二十 般被保険者である世帯主及び」と、 「被保険者に係る」とあるのは 应 項」 とある のは 「世帯主以外の者のうち一般被保険者」と、 「第十二項及び第二十一 「一般被保険者に係る」とする。 「に属する被保険者」 項  $\hat{O}$ 規定 とあるのは  $\mathcal{O}$ 適 用 第二十四項」と、 たつい 「に属する一般被 7 は、 これ 第七 5  $\bar{O}$ 

附則第三十八条の次に次の二条を加える。

第三十八条の二 応じ、 規定に 産 般被保険者 定により読み替えて適用される第七百三条の四第三項に規定する退職被保険者等 「退職被保険者等」という。)に係る基礎課税額は、 割 退 職 額 退 者所 ょ り読 職 被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額 属市 被保険者等で (以下この条において「一 み替えて適用される第七 町村」 前条 の場合におい という。 あ る世 帯 て、 主及びそ における 百三条 般被保険者」という。 同条に規定する退職被保険者等所属市 0 玉 世 (T) 民 帯 匹 健 に 第四 康 保 属 がする退 項 当該退職者所属市町村における同項に規定する一 険 0 税 (退職被保険者等と一般被保険者とが 表  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 納 職 に係る国民健康保険税につい 上 被保 税 欄 義務者に 険者等に に 撂 げげ る標準 対する課税 町村 つき算定 準 基 (以下この (以下この 礎 L 課 額 た 税 のう 所 総 条にお 5 条にお 得 7 額 同一の 0 前  $\mathcal{O}$ 割 前 区 条 額 分に 条  $\mathcal{O}$ . て 世 資  $\mathcal{O}$ 7 規

2 前 項  $\mathcal{O}$ 所 得 割 額 は、 当 該 退 職 被保 険者等に係 る 前 条  $\mathcal{O}$ 規定によ り読 み 替えて対 適 囲され る第一 七 百三条  $\mathcal{O}$ 

兀 第六項に規定する基礎控除後 の総所得金額等 (以下この項及び第七項にお *\* \ 7 「基礎控除 後  $\mathcal{O}$ 総 所得

同条第四項の所得割総額を当該退職者所属市

町村における一般被保険者に係る

基礎控除 後 の総所得 金額等の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

3

前

条

0

規定

に

より

読

み替えて適

用

だされ

る第七

百三条

 $\mathcal{O}$ 

兀

第八

項

の規定に基づ

*(* )

て同条第五

項

 $\widehat{\mathcal{O}}$ 

所得

割

金

|額等」という。)

に、

額 の算定を行 つて 1 る退 職 者所! 属 市 町 村 に お 1 て は 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 に か か わらず、 第 項  $\mathcal{O}$ 所 得 割 額 は

当該 退 職 被保険者等に係る同条第八項に規定する各種控除後の 総所得金額等 (以下この項及び 第八項に

お いて 「各種控除後 の総所得金額等」という。 又は同条第八項に規定する市町村民税 所得 割 額 ( 以 下

この 項 及び 第八項に お į, 7 市 町 村民税所得割 額 という。 に、 同 [条第四 項  $\mathcal{O}$ 所得 割 総額を当該 退職

者 所属 市 町 村 に お け Ś 般被保险 険者 に係 る各質 種 控除 後 0 総 所得 金 額 等 又は市 町 村 |民税 所得割 額  $\mathcal{O}$ 合算 額

で除して得た率を乗じて算定する。

4 第 項の資産割額は、 当該退職被保険者等に係る固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋

退 に 係 職 る部 者 所 分の 属 市 額に、 町 村 12 前 お 条 け る  $\mathcal{O}$ 規定 般 被 に 保 ょ ŋ 険 者 読み替えて適用され に 係 る 古 定資 産 税 る第七 額 又 は 百三条 古 定 資  $\mathcal{O}$ 産 四第 税 額  $\mathcal{O}$ 匹 うち 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 土 資 産 地 割 及 び 総 心額を当る 家 屋 に 該 係

る

部

分の

額

 $\mathcal{O}$ 

合算額

で除

して得た率を乗じて算定する。

5 条  $\mathcal{O}$ 第 兀 |第十| 項 の被保険者 項 文は 同 条第十 均等 割 |額又は 項  $\mathcal{O}$ 規定によ 世 帯別平等割 り算定した額 領は、 前条の規定により読み替えて適用される第七 を同 額とする。 百三

6 欄 に る 退 属する退 玉 職 に 前 掲 民 被保 条 の場 げ 健 る 康 険 標準 者等に 職 保険 合 被保 12 税に 後期 お 険者等につき算 係 1 高 る後 て、 つ 齢 V) 者支援金等課税 7 期 退 0 職 高 同 齢 者 条 者 所 定し 支援:  $\mathcal{O}$ 属 規定により 市 た所得割 金 町 総 等 村 額 課 に  $\mathcal{O}$ 税 お 読み替えて適用される第七 区分に応じ、 け 額、 額 る は 資産 玉 当該 民 割 健 額、 康 退 退職 保 職 被保 者 険 被保 税 所 除者均 属  $\mathcal{O}$ 納 険者等であ 市 税義 町 等 百三条 村 務者 割 に 額 お 又は る世 に対する課 Oけ 兀 る 帯 世 第 帯 主及 + 般 別平 匹 被 び 保 税 項 その · 等 額 険  $\mathcal{O}$ 者 割 表  $\mathcal{O}$ うち 額 世  $\mathcal{O}$ に 帯 上 係  $\mathcal{O}$ 

合算 額 退 職 被保 険 者等と一 般 被保険 者とが 同  $\mathcal{O}$ 世 帯 に 属 す る場合に あ つては、 所得 割 額 資 産 割 額

又は被保険者均等割額の合算額)とする。

7 前 項  $\mathcal{O}$ 所得 割額 は、 当 該 返職: 被保険者等に係る基礎控除後の 総 所得金額等に、 前条の規定により読 4

替えて適

に 係 る基 礎 控 除 後  $\mathcal{O}$ 総 . 所 得 金額 等  $\mathcal{O}$ 合算 額 で除 して 得 た率 を乗じて算定する。

8 前 条のは 規定により読み替えて適用される第七 百三条 の四 第八 傾の 規定に基づい て同条第五 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 所得 割

額  $\mathcal{O}$ 算定を行つてい · る退 職者所属 市 町村にお 1 ては、 前項 の規定にかかわらず、 第六 項 の所 得 割 額 は

当 該 退 職 一被保険者等に係る各種控除 後  $\mathcal{O}$ 総 所得 金額等 文は 市 町 村 民 税 所得割 額 に、 同条 第十 应 項  $\mathcal{O}$ 所得

割 総 額 を当 該 退 職 者 所 属 市 町 村 12 お け る 般被 保険者に係 る各種 控除 後  $\mathcal{O}$ 総 所 得 金額 等 文は 市 町 村 民 税

所得割額の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

9 第六項 の資産割 額 は、 当該 退 職 被保険者等に係る固定資産税額又は 固定資産税額のうち土 地及び家屋

に 係 る部 分の 額に、 前条の 規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十 应 項の資産 割 総 額 を当

該 退 職 者 所 属 市 町 村 に おけ る一 般被保険者に係 る固定資産 税額 又は 固 定資産税 額 のうち土地 及び家屋に

係る部分の額の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

10 第六 項  $\mathcal{O}$ 被 保険 者 均等 割 額 又 は 世 帯 別 平等 割 額 は 前 条  $\mathcal{O}$ 規定 により読み替えて適用される第七百三

条 0 兀 第 + 九項又は同 条第二十 項の規定により算定した額と同額とする。

11 玉 民 健 康 保険 の被保険者であ る資格が が な 7 世 帯 主  $\mathcal{O}$ 属 でする世 帯 内 に 国 民 健 康 保 険  $\mathcal{O}$ 被保険 含者が あ る場

合に お け る第 項 及 Ţ 第六 項  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に 0 1 て は、 これ 5 Ď 規 定 中 退 職 被 保険 者等 で あ る 世 帯 主

及びその世帯に属する退職被保険者等」とあるのは 「その世帯に属する退職被保険者等 世 帯主を除 Ś

) \_ と、 退 職被保険者等と一般被保険者」 とあるのは 「世帯主以外の者のうち退職被保険者等と一

般被保険者」とする。

(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)

第三十八条 の 三 高 齢 者  $\mathcal{O}$ 医 療  $\mathcal{O}$ 確 保 に関 す る法 律 附 則第二条に規定する政令で定め る 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 第七

百三条の四 第 項中 「 及 び 同 法 0) 規定による後期高齢者支援金等(以下この条にお į, って 「後期 高 齢 者支

援金等」という。)」 とあるのは  $\overline{\phantom{a}}$ 同法 の規定による後期高齢者支援金等 (以下この条に お 1 て 後

期 高 齢者支援金等」 という。) 及び 同 法 の規定による病床 転換支援金等 (以下この条に お 1 7 「病 床 転

換支援 金等」 という。 と、 同条第二 項中 後 期 高 齢 者支援 金等及び」 とあ る 0 は 後 期 高 齢 者 支援

金等 及び 病 床 転換支援金等並 び に と、 後期 高 齢 者支援金等 *(*) とあ るの は 後 期 高 齢 者 支援 金 等 及

び 病床転換支援金等の」 と、 同条第十三項中 「後期高齢者支援金等の」 とあるのは 「後期高 齢 [者支援 金

等及び病床転換支援金等の」とする。

(船員保険法の一部改正)

第十七条 船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第九条ノ三第二項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、 保険外併用療養費」 に改

める。

第二十五条ノ三第二項中 「若ハ特定承認保険医療機関 (同法第八十六条第一項第一号ニ規定ス ル特定承

認保険医療機関ヲ謂フ以下之ニ同ジ)」を削 り、 同条第三項中 第二十九条第四 [項] を「 (第二十八条

ノ八第四項及第二十九条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改め、 「若ハ特定承認保険医療機関」を

削る。

第二十八条第二項を次のように改める。

前項ノ給付ハ左ニ掲グル療養ニ係ル給付ヲ含マザルモノトス

食事 ノ提供タル療養ニシテ前項第五号ニ掲グ ノル療 養ト 併セテ行フモノ (医療法 (昭和二十三年法律

第二百五号)第七条第二項第四号ニ規定スル療養病床へノ入院及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護ニ

シテ当該療養ヲ受クル際七十歳ニ達ス ル 日 ノ 属 ス ハル月 ノ翌月以後ナル被保険者又ハ被保険者タリシ者

(以下特定長期 入院被保険者等ト - 称ス) 二係 ル 干 ノヲ除ク以下 食事 療養ト称 ス)

左ニ掲グル療養ニシテ前項第五号ニ掲グル療養ト併セテ行フモノ (特定長期入院被保険者等ニ係ル

モノニ限ル以下生活療養ト称ス)

イ 食事ノ提供タル療養

ロー温度、照明及給水ニ関スル適切ナル療養環境ノ

口 温 度、 及 公給水ニ 関 ス ル 適 切ナル療養環境 ノ形成 タル 療 養

(健康保険法第六十三条第二項第三号ニ規定ス

ル 評

価

療養ヲ謂フ以下之ニ同ジ)

三

評価

療養

几 選定 療養 (健康保険法第六十三条第二項第四号ニ規定スル選定療養ヲ謂フ以下之ニ同ジ)

第二十八条ノ三第一項第一号中「次号又ハ第三号ニ掲グル場合以外ノ」を「七十歳ニ達スル日 「 ノ 属 スル

月以前ナル」 に改め、 同項第三号中「百分ノ二十」を「百分ノ三十」に改め、 同条第三項中 ハ 部 負担

金 0 下に (第二十八条ノ三ノ三第一項第一号ノ規定ニ依ル措置ガ講ゼラレ タル トキ ハ当該減額セラレ

タル一部負担金)」を加える。

第二十八条ノ三ノ二の次に次の一条を加える。

険 者又ハ被保 **於**者: タリシ者ニシテ 保険 医 療 機 関 又 ハ 保 険 吹薬局 ニ 第二十八 条 第 項 1 規 定ニ 依 ル 部

負 担金ヲ支払フコ 1 困 難 チ リト 認 ルメラル ルモ ノニ対シ左ニ掲グル措 置ヲ講ズル コ  $\vdash$ -ヲ得

- 一 一部負担金ヲ減額スルコト
- 二 一部負担金ノ支払ヲ免除スルコト
- 三 保 険 医 療 機 関 又 ハ 保 険 薬 局 = 対 ス ル 支払 二代 ヘテー 部負担 金 ラ直 接 徴 収 シ其 ノ徴収 ヲ猶 予 ス ル コ }

前 項 規 定 =依 ル 措 置ヲ受ケタ ル 被保険 者 又 被保险 険者タリシ者 ハ第二十八条 ノ三 一第 項 1 規 定 二 拘 ラ

ズ 前 項第一号ノ規定ニ依ル措置ヲ受ケタ ル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ於テハ其ノ減 額セ ラレ タル

部 負担 金ヲ保険医療機 関 「又ハ保険薬局ニ支払フヲ以テ足リ同項第二号又ハ第三号ノ規定ニ 依 ル 措 置 ヲ

受ケタル被保 |除者| 又 ハ被保険者タリシ者ニ於テハー 部負担金ヲ保険医療機関又ハ 保険薬局ニ支払フコ  $\vdash$ 

ヲ要サズ

前 条 規 定 前 項 ノ 一 部 負 担 金 一ノ支払 付 之ヲ 潍 甪 ス

第二十八条ノ七第一 項中 「被保険者タリシ者」 の 下 に (特定長期入院被保険者等ヲ除ク以下本条ニ於

テ之ニ同ジ)」 を加え、 同条第二項中 「標準負担 . 額 \_ を 「食事 療養標準 負担額」 に改 め、 同 条 の次に次  $\mathcal{O}$ 

一条を加える。

第二十八条ノ八 特定長期入院被保険者等ガ第二十八条第三項ニ規定スル給付対象傷病 ニ関シ厚生労働 省

令ノ定ムル所ニ依リ同 条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所 ノ中自己ノ選定スルモノニ 就キ同条第 項

第五号ニ掲グル療養 ノ給付ト併セテ受ケタル生活療養ニ要シタル費用ニ付入院時 生活療養費トシテ之ヲ

支給ス

入 院 時 生活 療養費 ノ額 い当該な 生 活 1療養ニ 付 健康保険法第 八十五条 の二第二 項 ラ規 定ニ 依 . ル 厚 生労働 大臣

ノ 定 A ル基準 ノ例ニ依リ算定シタル 費用 ノ 額 **(**其 (ノ額ガ現ニ当該生活療養ニ要シタ ル 費用 ノ額ヲ 超 ユ ル

 $\vdash$ キ ハ当該現ニ生活療養ニ要シタル費用 ノ額次項ニ於テ入院時生活療養費算定額 心下称 ス 日 リ生活 療 養

標準 子負担額 同 条第二項ニ 規定ス ル 生活 療養標準負担額 ヲ謂フ以下之ニ同ジ) ヲ控除シタル 額トス

前 項 規 定 二 拘 ラズ 船 員 法 第 八十 九 条 二 規 定 ス ル 療 養 補 償 ニ相当ス ル 入院 時 生 活 療養 費 ノ 額 及第二十八

条 ノ三第二項ニ規定 ス ル 疾 病 又 ハ 負傷 ニ付テノ入院時 生活療養費 ノ額ニ 付テ ノヽ 入院時生活療養費算 定 額

トス

六項 健 几 項 康保険法第六十四条、 及第 ノ規定ハ第二十八条第五項各号ニ掲グル病 七 項、 第二十二 -八 条 第七十三条、 ノ 二、 第二十 第七十六条第四 -八 条 ノ 四 院又ハ診療所ニ就キ受ケタル生活療養及之ニ伴フ入院 第三 ]項乃至第六項及第七 項、 第二十八条 ノ 六 第 十八条並 項 並 = 二本法第二十八条第 前 条第 兀 項 乃 至 時 第

生活療養費

ノ支給ニ関シ之ヲ準

用

ス

改め、 定ニ 険 険 ガ 養費算定額」 講 外 医 を加え、 第二十九条第 ゼ 依 療 併 ラ 機 ル 用 「合算 関 療 レ 養費」 等 タ 部 同項第一号中 を 額」 F ル 負 場合 担 称 一項中 保 の 下 に 金 に ス 険外併 改 二 付 額) ノ 中 め、 「左ニ掲 第二十八条ノ三ノ三第一 「食事 自 用療養費算定額」 同 を加 当該 己 項 、各号を 療養」 グル ノ 選 え、 療養 療養」 定定 二生活 削 ス 同 の 下 に 項 り、 ル 第二号 を モ に改め、 療養ガ含マル 同 ノニ 同 「及生活療 条第 中 就 項各号ノ規 条第五項各号ニ掲グル 丰 第 項 評 「得タル額」 養」 匹 中 価 項」 ル 療 定 を加え、 1 特 養 を キ 定療 二 又 依 ハ当該額及第三号ニ規定ス ノヽ 「次項」 養費 選  $\mathcal{O}$ ル 下に 措 定 「第四項」 病院若 ジ 療 置 に、 養」 ガ 講 を **(**療 ゼ に、 ハ診 保保 「 標 を ラ 養 準 ル 療所又ハ薬局 ノ給付 険 「次項」に、 「特定· 外 べ 負 担 丰 併 二係 額」 } 用 療 療養 丰 ル 養 額 費」 を ル ハ 費 当該 同 ノ合算 特 (以下保 食 を 項 事 措 定 1 「 保 に 規 額 療 置 療

養標準

負担

·額 \_

に改め、

同

項に次の一号を加える。

当該 生 活 療 養 二付 健 康保険 法 第八 十五 条 の二第二項 ノ 規 定 二 依 ル 厚生労働 大 臣 1 定 A ル 基 準 ノ 例 =

依 IJ 算 定 シ タ ル 費 用 ノ 額 其 1 額 ガ 現 二 当該 生 活 療 養 二 要シ タ ル 費 用 額 ヲ 超 ユ ル 1 キ ハ 当 該 現 = 生

活 療 養 二 要シ タ ル 費用 ノ 額次項ニ 於テ入院時 生活療養費算 定額ト 称 ス) ヨリ生 -活療養! (標準 負 担 額 ヲ 控

#### 除シタル額

第二十九条第三項 中 特 定療養費 Ź を 「保険外併用療養費ノ」 に、 「特定療養費算定額」 を 「保険 外

併用 療 養費算 定 額」 に 改 め、 「合算 額」 0) 下 に 当該 療 養 二生活 療 養 ガ 含 7 ル ル 1 キ ハ 当 該 保 険 外 併 用

療 養 費算 定 額 及 入院 時 生 活 療 養費算 定 額 1 合 算 額 を 加 え、 同 条第 九 項 中 並 = 第二十 八 条 T 六 第 項」

を 第二十八条ノ六 第一 項並ニ第二十八条 ノ七 第四 項 乃至第六項」に、 選定 療養及之ニ伴フ 特定 療 養

費」 を 評 価 療養及選定療 養並ニ之等ニ伴フ保険外併用 療養費」 に改 め、 同 · 条第· + · 項 中 「第四 項」 を 「前

項 ノ規定 二依 ij 潍 用 ス ル 第二十八条ノ七第四 [項 に、 特 定 療養費」 を 保保 険外併用療: 養費」 に改 め、 同

条第四項から第八項までを削る。

第二十 · 九 条 **ノニ**中 若 特 定 療 養 費」 を 入院時: 生活 療養費ノ支給若 ハ 保険 外併 用 療養費」 に改り

「及特定承認保険医療機関」を削る。

第二十九条ノ三第 項 中  $\neg$ (食事 療養」 の 下 に 「及生活療養」 を、 「当該食事療養」 の 下 に 「又ハ生活

療養」 を加え、 「標 準 負担 額 を 「食事 療養標準 負 担 額 又 生活 療養標準 |負担| 類 に改 め、 同 条第一 項 中

特 ·定療養費」を「入院時生活療養費ノ支給ヲ受クベキ場合ニ於テハ第二十八条ノ八第二項ノ費用 ノ算定

、保険外併用療養費」に改める。

第二十九条 1 /四第四 項中 「得タル額」 の下に「(療養 ノ給付ニ係ル第二十八条ノ三ノ三第一項各号ノ規

定ニ依 ル 措 置 ガ講ゼラルベ キト 丰 ハ 当該 が 措置 が ガ講ゼラレ タ ル 場合 ノ額) \_ を加える。

第二十 九条 ノ 五 第 項中 特 定療養費」 を 入院時 生活療 養費、 保険 外併 用 療養費」 に 改 め、 同 項

第五号を同項第六号とし、 同項第四号を同項第五号とし、 同 項第三号中 「特定療養費」 を 「保険外併用 療

養費」 に改め、 同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

 $\equiv$ 入院時生 活療養費 (ノ支給 第二十八条 ノ八第二項  $\stackrel{\frown}{=}$ 規定ス ル 入院時生活 療養費算定 額  $\Xi$ リ其 ノ生活

療 養 =要シ タ ĺV 費用 ニ付入院 時生活療養費ト シテ支給 セラル ル 額 相 当ス ル 額 ラ控 除 シ タ ル 額

第二十九条 ノ 五 第 項中 「特定 療 ※養費」 を 「入院時 生 活 !療養費、 保険 外 併用: 療 養 費」 12 改 8

第二十九条ノ六第一項及び第三十条第二項第二号中 「特定療養費」を 「保険外併用療養費」 に改める。

第三十一条第 項中 「特定療養費」 を「入院時 生活療養費ノ支給、 保険外併用療養費」 に改め、 同 条第

一項第一 号及び第三 項 中 特定療 養費」 を 「入院 院時生活 療 養 費、 保 険 外 併 用 療養費」 に改 8 る。

該療養ニ生活療養ガ含マル 第三十一条ノ二第 項 中 ル 「又ハ特定承認保険 トキハ当該額及第三号ニ規定スル額ノ合算額」を加え、 医 療機関」 を削り、 同条第二 一項中 「合算額」の下に 同項第一号中 食事 当

療養」 の 下 に 「及生活療養」を加え、 同号イ中 ロ 乃至ニニ掲グル場合以外ノ」を 「被扶養者ガ三歳ニ達

ス ル 日 1 属 ス ル 月 ノ 翌 月以 後ニシテ七十歳 = 達 ス ル 日 ノ 属 ス ル 月以前、 ナル」 に改め、 同 号ニ中 「百分 ラハ

十 を 百百 分ノ七十」 に改 め、 同 項第二号中 「標準 |負担| 額」 を 「食事 療養標準 負 担 額」 に 改 め、 同 項 に次

の一号を加える。

当該生活 療養ニ付算定シタル費用ノ額 (其ノ額ガ現ニ当該生活療養ニ要シタル費用 ノ額 ジヲ超ユ ルト

丰 ハ当該現ニ生活 療養ニ要シタル費用 ノ額) ヨリ生活 療養標準負担額ヲ控除 シタル 額

第三十一条ノ二第三項中 (選定療養」 を  $\neg$ (評 価 療 養及選定療 養」 に、 「特定 承認保証 険医 療機関 日 IJ

療養ヲ受クル場合又 ハ保険 医 療 機 関等 日 IJ 選定 療 養」 を 「保険 医 療機 関 等 日 IJ 評 価 療 養又 選定 療 養 に

改め、 「第二十八条ノ七第二項 ノ費用ノ算定」 の 下 に 前項第三号ノ生活療養ニ付テノ費用 ノ算定 二 関

シテハ第二十八条ノ八第二 項 ク費用 ノ算定」 を加え、 同条第六項中  $\overline{\phantom{a}}$ 第二十九条第六項」 を削 り、 同 条

 $\mathcal{O}$ 次に 次 の <u>-</u> 条を加え る。

シ 者

ノ被扶養者ニ係

第三十一条ノ二ノ二 社会保険庁長官ハ第二十八条ノ三ノ三第一項ニ規定スル被保険者又ハ被保険者タリ

ル家族療養費ノ支給ニ付前条第二項第一号イ乃至ニニ定ムル割合ヲ夫々ノ割

合ヲ超

工 百分ノ百以下ノ範囲内ニ於テ社会保険庁 長官ガ定メタル 割合トス ル措置ヲ講ズ ルコ  $\vdash$ ヲ得

前 項  $\stackrel{\frown}{=}$ 規 定 ス ル 被扶 、養者ニ 係 ル 前 条第四 項 ノ規 定 ノ 適 用 = 付 同 項 中 「家族 療 養 費 1 シ ラデ被保証 険 者 又 ノヽ 被

保

険

者

タリシ者ニ対シ支給

スベ

キ

額」

トアル

ハ

「当該

療 養

ニ付算す

定

シタ

ル

費用

ノ 額

英

ノ 額

ガ

現

ニ 当

該

療養 ニ要シタル費用 ノ額ヲ超ユル トキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額)」トス此ノ場合ニ於テ社会

保険庁長官 ハ当該支払ヒタル額 ヨリ家族療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベ キ

額ヲ控 除シ タル額 ヲ其 ノ被扶養者ニ係ル被保険者又ハ被保険者タリシ者ヨリ直 接徴収 ス ル コ トトシ其ノ

徴 収 ヲ 猶 予 ス ル コ 1 ヲ得

· 条 ノ三第二 項中 前 条第二項第 号イ」 を 「第三十一条ノ二第二項第 号イ」 に改 得 タ

ル額」の下に 「(家族療養費ノ支給ニ付前条第一項又ハ第二項ノ規定ガ適用セラルベキトキハ当該規定ガ